

平成24年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成25年 9月30日

佐賀県監査委員	池田 巧
〃	田中 俊雄
〃	三竿 博史
〃	石丸 博

平成24年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見	措置の内容
第3 全体に共通する監査意見	
1. 佐賀県公立学校教職員評価・育成システムの運営について【監査意見】（報告書10ページ）	
<p>学校教育法は第42条において学校評価の実施について定めている。文科省はホームページで学校評価の目的を「学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組」と説明しており、文科省が作成した「学校評価ガイドライン」には「児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要」としている。</p> <p>つまり、学校評価とは、教育の現場である学校の環境をより良くしていくための継続的な取組みを組織として行っていくというものであると理解できるが、そのためには教職員一人ひとりの意識や資質の向上が大変重要になる。そこで佐賀県教育委員会は佐賀県公立学校教職員評価・育成システム実施要領を用意し、教職員の資質向上を図っている。この要領の設置目的は以下のとおりである。</p>	<p>評価・育成システムの自己目標申告書の記載に当たっては、評価・育成システム実施上の留意点で、次のように指導をしているところである。</p> <p>-----</p> <p>① 自己目標の設定</p> <p>各教職員は、学校目標や学校経営方針等を踏まえ、今年度の「自己の取組目標」を設定する。この目標を達成するため、重点的に取り組む「具体的目標」と達成に向けた「具体的方策」を目標設定項目ごとに設定し、「自己目標申告書」により校長に申告する。自己目標の設定に当たっては、校長等との面談を行い、指導助言を受けながら設定する。</p> <p>ア 個々の目標内容については、教職員一人一人の特性、教職経験年数、これまでの取組状況、年齢、あるいは学校の状況等を踏まえ、適切な目標を設定し、努力をすれば実現できる内容とする。</p> <p>イ 「具体的目標」の設定に当たっては、学年・教科・校務分掌等の集団の目標との関連も十分踏まえて設定する。</p> <p>ウ 年度をまたがるような中・長期的な目標の場合でも、当該年度における一定期間ごとの段階的な目標を設定</p>
<p>第2条 評価・育成システムにより、教職員一人一人の意欲、能力、実績を的確に把握・評価し、職務遂行を通して人材育成や能力開発を効果的に図るとともに、個々の教職員が、学校目標や学校経営方針と自己の目標を自己申告などにより有機的に結びつけながら、マネジメントサイクルに基づき職務遂行に努め、自己目標の達成と学校ビジョンの具現化を図る。</p>	

監査結果及び意見	措置の内容
<p>評価・育成システムでは、学校教育目標や学校経営方針に対する取組や学習指導、学級経営等に対して自己の目標を設定して校長または副校長に提出し（平成23年5月15日までに）、この目標の達成状況等を自ら評価し、次年度へ向けた課題などを整理して校長または副校長に申告する（平成23年12月24日までに）というものである。教職員はこの申告を自己目標申告書をもって行うこととなっている。</p> <p>この自己目標申告書は担当職務の目標と方策を記載する様式になっているが、校長や副校長からの聞き取りによると、あまり具体的ではなく抽象的な表現のものもあるとのことであった。</p> <p>一定のキャリアを経験しないと組織としての視点を持ちにくいのは学校に限らずどの組織体でもあることであり、組織目標が直接自己目標と結びつかない、あるいは関係ないと思ってしまう教員がいてもなんら不思議はなく、自己が担当する教科には熱意と興味をもって取り組むが、学校評価が自己の目標にはなりにくいということもあり得るであろう。しかし、このような意識は学校評価にとっては改善の対象であり、評価・育成システムはその改善に有用な仕組みとして使うことができると考えられる。</p> <p>自己目標申告書への記載に当たっては、学校目標や学校経営方針と有機的に結び付けてより具体的に内容や方策を記載させるように指導し、その具体的な目標をどのように達成したのか、または達成できなかったのかについて、自らで考えることが出来るような制度に改善していくことが望まれる。教員個人の資質向上が図れば必ず教育の水準は向上し、学校はよりよい環境を生徒に提供することが出来るようになるはずである。</p> <p>自己目標申告書への記載方法の工夫や佐賀県教育センターで教員の年代別研修を行うなどして評価・育成システムのさらなる充実を図ることを検討すべきである。</p> <p>また、評価・育成システムでは、自己評価の結果を校長や副校長に申告する基準日を平成23年12月24日としているが、基準日が早すぎるのではないかと。</p> <p>このスケジュールでは、各教職員は12月には自己評価をしなければならないことになるが、当年度の目標を5月に申告してから半年程度しか経っていないし、学年終了までにはまだ4ヶ月程度もある。これでは、当年度の目標をどの程度達成した</p>	<p>する。</p> <p>エ 「具体的方策」の設定に当たっては、目標達成のための具体的手だてや進捗状況を明らかにできるように、「いつまでに」「どの程度」「どのように」実施していくかを明確にする。</p> <p>② 目標の変更・修正等</p> <p>各教職員は、年度途中で「具体的目標」の達成の進捗状況を点検し、必要に応じて「具体的目標」の変更・修正・追加等を行い、「自己目標申告書」を修正し、校長に申告する。自己目標の修正に当たっては、校長等との面談を行い、指導助言を受けながら行う。</p> <p>自己目標の変更・修正等に当たっては、安易に変えることは避け、それまでの達成状況や取組状況等を十分に検討し、その原因を明らかにした上で行う。また、「具体的目標」だけでなく達成のための「具体的方策」についても十分に検討し、必要に応じて変更・修正等を行う。</p> <p>③ 自己評価</p> <p>各教職員は、評価基準日（12月24日）において、自己目標の達成状況や具体的方策の取組状況、成果等を踏まえ自己評価を行い、「自己目標申告書」に記載し、校長に申告する。</p> <p>④ 総合評価</p> <p>校長等は、各教職員から申告された自己評価や本人の職務遂行上の実績等に基づき、教職員の意欲や資質能力の向上に繋がるよう適正に総合評価を行い、評価結果をもとに指導助言を行い、それぞれの教職員の資質向上に努める。</p> <p>ア 総合評価を行うに当たっては、各教職員の自己評価に加え、面談をとおして得られた具体的事実、それまでの授業観察や職務観察により得られた事実等を基に、客観的に評価するものとし、文章により総合評価を行う。</p> <p>イ 総合評価を行うに当たっては、その結果が教職員自らの今後の職務遂行意欲や資質能力の向上等のための指導助言に生かされることから、自己目標の達成状況によってのみ、その実績を評価するのではなく、目標達成のための過程における意欲や、行動力、努力等を</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>のかについて十分な判断が出来にくい。基準日を1ヶ月ほど遅らせて共通一次試験が終了する1月後半ごろにすれば、現状よりも適切な自己評価が可能になると思われる。</p> <p>自己評価の結果を提出する基準日としていつ頃がより適当であるかについて検討を行うべきである。</p>	<p>十分に勘案して評価を行う。</p> <p>ウ 校長等は、総合評価の結果を各教職員にフィードバックし、評価結果について十分な意見交換に努める。</p> <p>また、職務遂行上の課題等について一層認識を深め、自己育成の意欲を高めるよう指導助言を行う。</p> <p>⑤ 次年度の目標への反映</p> <p>各教職員は、自己目標に対する自己評価の結果等を踏まえ、成果や課題等について整理し、次年度の自己目標の設定に生かしていく。</p> <p>各評価項目ごとの自己評価の結果、校長等の総合評価の結果や指導助言の内容等を踏まえ成果や課題について整理し、次年度の主な課題等についてまとめる。</p> <p>-----</p> <p>4月に実施する評価・育成システムの評価者研修会において、教育委員会が校長に、上記の実施上の留意点を徹底するよう指導し、校長等は、教職員との面談を行いながら、学校目標や学校経営方針と有機的に結びつけたより具体的な内容や方策を記載させるとともに、適切な自己評価、総合評価のフィードバックによって、学校教育の充実及び教職員一人一人の資質の向上に繋げていく。</p> <p>特に、具体的目標の達成状況や取組状況の自己評価に対しては、教職員の意欲や資質の向上に繋がるよう適正に総合評価を行い、校長等の面談を通じて教職員一人一人にフィードバックし、評価結果について十分な意見交換や自己育成意識を高めて、今後の研修に繋がるよう指導助言をする。</p> <p>自己評価の結果を校長や副校長に申告する基準日については、学校及び教職員にとって、2月、3月は高校入試、大学入試、卒業式などの行事が多く、また、次年度に向けた準備の期間であるために12月24日としているところであり、変更は困難である。</p>
<p>2. 備品の管理について【監査意見】（報告書11ページ）</p>	
<p>佐賀県財務規則では、備品の管理につき以下のように規定している。第百四十七条 委任出納員又は物品出納員は、前条の規定により受け入れた物品については、いつでも使用し、及び処分することができるように良好な状態で保管しなければな</p>	<p>長期間使用していない備品や今後の使用見込みがない備品が放置されている場合には物品管理員が、使用者に対し、委任出納員等へ返還するよう指導及び監督を適切に行うこととなる。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>らない。行政目的を遂行するために購入された備品は、常に最も効果的な活用が出来るように、適切な管理を行うことが求められる。</p> <p>今回の監査では、サンプルベースで実施した備品出納・管理簿（以下、この意見では管理簿という。）と現物の照合は全て一致しており、管理簿に計上された備品が実在することは確認できたが、備品の管理そのものについては十分とは言えないところが多かった。</p> <p>現物照合時には、今後の使用見込みや廃棄処分の検討がなされないまま長期間が経過していると思われる備品が見受けられた。備品出納・管理簿に記載の場所と実際にある場所が違っていたり、管理簿に記載された品名ではどの備品か特定できなかったために照合に時間を要したのもや管理シールが剥げかかっていたり消えかかっていたりしているものも散見された。</p> <p>また、学校には私費会計により購入した備品があるが、県有の備品か私費会計で購入したのか区別がつきにくいものが多数存在した。</p> <p>備品の管理においては、それぞれの目的や用途に対して最大の効果をあげられるように不断の配慮が必要である。管理簿と現物の一致だけではなく、それぞれの現状の確認や今後の有効利用を出来るだけ早めに検討し、どうしても使用見込みがたない場合には廃棄処理の判断を行わなければならない。備品管理に対する意識を改善し、現物照合の実施方法を見直す必要がある。</p> <p>まず備品の管理担当者を定め、管理担当者は保管場所ごとに出力された備品リストと現物を責任を持って照合し、使用見込みのないものがある場合はリストに明確に記載するという方法で現物照合を実施すべきである。そして、照合の結果判明した使用見込みのない備品については、速やかに有効利用か廃棄処分の手続きを実施することが必要である。早めの判断を行うことができれば他の部署での利用機会を確保する可能性が増える。</p> <p>また、使用見込みがない備品については、1ヵ所にまとめて保存したりシールを貼るなどして使用見込みがないことを見ればすぐに分かるようにしておくことが望ましい。このようにして区分された備品は管理の対象からはずされて処分の手続きを待つことになり、余計な手間をかけなくても済むようにな</p>	<p>そこで、物品管理員が、適切に指導できるように、備品の現品照合の際に備品の管理が適切でない備品が発見された場合は、現品照合の担当者から物品管理員へ連絡し、管理状況の改善及び管理換や処分の検討をする等、適切な管理に努めるよう通知した。</p> <p>また、併せて備品の現品照合を効率的・効果的に行うために業務分担して現品照合を行うことや繁忙期を避け実施するなど実施方法・実施時期等についても再度通知した。</p> <p>なお、私費会計で購入した備品であっても、県が借入を行っている備品については、佐賀県財務規則の適用を受けるものであり、県有物品の管理同様、適切な管理を行うよう必要がありますので、引き続き指導していくこととする。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>る。</p> <p>学校にある私費会計で購入した備品は保護者等の負担により購入しているため、これらも県有の備品と同様の管理が必要である。保管場所を決めたり目印をつけたりして県有備品ではないことがはっきり分かるようにし、いつでも保護者に私費会計で購入した備品がどれであるかを説明できるようにしておくことが望ましい。</p> <p>備品の管理では、管理簿と現物の照合だけではなく、個々の備品の状態を確認して有効利用や廃棄処分の手続きを具体的に実施することまでが重要であることを意識すべきである。</p>	
<p>3. 薬品や農薬の管理について</p>	
<p>(1) 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 12 ページ)</p>	
<p>県立学校では、理科や農業の授業に使用するために薬品や農薬(以下、この意見では薬品等という。)を保管しているが、これらの薬品等は毒物及び劇物取締法や農薬取締法により適切な使用と管理が求められている。今回の監査では12の県立学校を対象としたが、薬品等の管理は概ね適切に実施されており、一部の検討事項を除き大きな問題は無いと判断している。この管理状況を維持していくにあたり、以下の2点を検討すべきであると考えます。</p> <p>① 学校薬剤師による管理状況の確認について</p> <p>学校には、学校保健安全法第23条第2項の定めにより学校薬剤師を置かなければならないこととされており、これを受けて学校保健安全法施行規則第24条第1項第6号には学校薬剤師の職務執行の準則が以下のように定められている。「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。」今回監査の対象とした12の学校のうち、学校薬剤師から毒物劇物の管理に対して必要な指導及び助言を受けている学校は佐賀工業高校の1校のみであった。学校薬剤師の職務を周知し、活用を検討すべきである。</p> <p>② 安全点検の利用について</p> <p>佐賀県教育委員会は「教育現場における安全管理の手引き」を策定、公表している。この手引きでは、「学校は、総合的な学校安全計画の策定、危険等発生時対処要領の作成、保護者・関係機関等との連携など、法改正の趣旨を踏まえ、安全管理体</p>	<p>学校保健安全法施行規則第24条第6項において、学校薬剤師の職務内容として、学校で使用する薬品等の管理に関し必要な指導及び助言を行うことが規定されていることから、各学校や市町教育委員会に対しては、定期的に学校薬剤師から指導助言を受けるなど、学校薬剤師の活用を図るよう指導をするとともに、学校薬剤師に対しては、研修会等において同項の職務内容を改めて確認していく。</p> <p>学校薬剤師が、薬品管理簿を定期的に点検し、薬品管理簿への適切な記入を確認する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>制の充実強化により一層取り組む」こととされ、「(2) 安全点検」には以下の手続きの実施を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育環境の維持・整備のためには、安全管理簿（安全点検表を集約し一括管理するもの）を作成し、定期的に点検・改善を行うことが重要である。 ・ 各学校においては、それぞれの学校が置かれた状況に応じた安全点検表を設定し、効率的に実施する必要がある。 <p>また、安全点検表の例示として以下の項目を挙げている。</p> <p>ア 理科実験室や技術工作室など、危険物を保管している部屋は施錠されているか。</p> <p>イ 理科実験室や技術工作室など、危険物を保管しているロッカー等は施錠されているか。</p> <p>ウ 薬品棚等の転倒防止策や収容物の落下防止策を講じているか。</p> <p>どの学校も安全点検を定期的に行っているため、この安全点検表に、「薬品や農薬は使用の都度検量しているか。」「検量結果は正しく薬品（農薬）管理簿に記入しているか。」などの薬品等管理に関する項目を作れば、担当者の意識もより高くなることが期待できる。安全点検の利用を検討することが望まれる。</p>	
(2) 使用見込みのない薬品等や廃液の処理について【監査意見】（報告書 13 ページ）	
<p>ほとんどの学校で、使用見込みのない薬品等や廃液の処理は数年置きにしか行われていない。なるべく廃液が出ないように実験をするなどの工夫が行われているが、使用見込みの無い薬品等や廃液は管理上のリスクを抑えるために早めに処理をしたいというのが理科担当教員や助手の本音である。しかし、量が少ないと業者に依頼しにくい、依頼できても処分費用が割高になるということやそもそも予算が捻出できないという理由から、これらの処理が数年置きとなっている。</p> <p>この点、伊万里高校では、重金属の廃液を分別管理して処理費用の削減を行っており、また、処理業者に一度に数校を巡回してもらって短いサイクルで廃液等の処理が出来るような取り組みを実施している。処理費用についても、使用見込みのない薬品等をリストアップし業者から処理費用の見積もりを取って事務方に予算確保を依頼している。</p> <p>予め不用な薬品等を把握し、早めに処分することで薬品等を保管するリスクを下げ、グループで処分することで割高になる</p>	<p>各学校へ他校の例を情報提供するとともに、必要な予算を確保するよう指導していきたい。</p> <p>また、共同処理の実施等について、事務職員協会とも連携して検討していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>ことを抑えるなどコストの面でも望ましい方法ということができ、他校も参考にすべきと考える。また、使用見込みのない薬品等や廃液は長期間学校で管理することは望ましいことではなく、県は各学校におけるこれらの処分費用のあり方を定期的に予算化することを検討すべきである。</p>	
<p>4. 図書の管理について【監査意見】（報告書 14 ページ）</p>	
<p>私立学校が図書を購入した場合、『「図書の会計処理について（報告）」について（通知）雑管 115 号』では以下のように規定されている。「長期間にわたって保存、使用することが予定される図書は、取得価額の多寡にかかわらず固定資産に属する図書として取り扱う。」これは図書が学校法人の基本的諸活動である教育研究活動に必要な資産と考えられるからであるが、県立学校においても図書が教育研究活動に不可欠な資産であることは同様である。良い本は何十年経っても価値が下がることはなく、将来の生徒にも読んでもらうために県費で購入する教育用の有用な財産であることを念頭において選定、購入し、購入後の管理は佐賀県財務規則による備品の管理に準じて適切に行うべきであると考えます。</p> <p>今回の監査では 12 の県立学校を対象としたが、図書の管理等については以下のような状況であった。</p> <p>県立高校の図書の貸出し・返却管理は、どこも探検隊というデータベースソフトを使って行われている。このソフトと図書及び利用者カード（生徒と教職員が持っている。）に貼られているバーコードによって図書と借りた生徒の個別管理ができしており、問題のない管理状況であると言える。</p> <p>しかし、件数は極めて少ないが図書の紛失等により返却できなくなった場合の処理については、紛失等してしまった生徒に弁償を求める学校と求めない学校とがあった。どのような理由にせよ借りたものはきちんと返さなければならず、このことを生徒に指導することも教育であり、また図書が県費で購入されていることを考えると、図書の紛失等が生じた場合には原則として紛失等してしまった生徒に弁償を求めるようにすべきではないか。高校ごとに異なる取扱いをすることも望ましいとは言えず、県内で統一的な処理を行うことについて検討が必要である。</p> <p>蔵書の点検は各校で様々であり、以前は必ずしも確実に実施されている状況ではなかったようである。平成 23 年度以降に</p>	<p>佐賀県財務規則に則り、適切に管理されているので、特段の問題はない。</p> <p>例えば、各学校の「学校の管理規程」に学校図書館に関する規定を作成するなど、図書の紛失等の取扱いについて、県内で統一的な処理を行うよう検討する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>司書が配属されたため、ようやく蔵書点検を定期的に行うようになったところも多かった。司書による蔵書点検により除籍予定の図書がダンボール箱に山積みになっている高校や監査時に実際に点検を実施している高校もあり、徐々に整理され始めている状況である。今後は、どの高校も毎年定期的な蔵書点検を実施することとしている。</p> <p>図書の選書・購入に当たっては、高校生という年代の生徒に読ませたい本と生徒が読みたい本をどのようなバランスで購入するか、その結果学校図書館の蔵書がどのようなバランスになるのかを念頭において選定し購入することが重要である。どのような本をどのような意図で購入するかという事はどのような図書館を目指すかという事であり、図書館として極めて重要な業務の一つである。</p> <p>多くの高校で図書係りの教員と司書が相談して図書を選定しているとの説明を受けたが、進路や進学関係の図書、教科に関係する図書以外は、小説やベストセラーが多くなっている。選書委員会等で協議を行っているところもあるが、図書係りの教員は授業や校務等で忙しいため、実際は司書が図書の選定を行い、教員が司書から報告を受けて承認するという手順が多いのではないかと印象である。小説やベストセラーが学校図書館にふさわしくないという訳ではないが、高校生の年代で読ませたい本としてどのような本を選定するかにつき、工夫が欲しい。</p> <p>新刊書を生徒に紹介する方法は、図書館便りの配布や図書館の掲示板への掲載、新刊書を図書館の目立つ場所にレイアウトするなどの方法が多い。佐賀県は学校での ICT 利活用に積極的に取り組んでいるので、新刊書を含む図書の紹介を ICT を使って行うなども今後は有効な紹介方法になると思われる。</p> <p>特別支援学校での図書の管理は中々難しい。蔵書についてはエクセル等のリストがあり、購入と除籍の都度このリストを更新する方法で蔵書を管理することになっているが、教職員は生徒を常に見ておかなければならないため定期的な蔵書点検などについて十分に手が回らないのが実情であった。従って、蔵書のリストと実際の蔵書には破れ等が生じた図書の除籍漏れによる乖離が生じていると思われる。蔵書点検によりリストと実在蔵書との乖離を解消することが望まれる。</p> <p>貸出し・返却管理についても、貸出しノートに自分で記入で</p>	<p>図書の選書・購入については、これまでも、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養を育成する図書を中心に購入をすすめるよう指導してきたが、さらに、公共図書館と学校図書館の設置目的の相違等にも配慮した選書となるように配慮する。</p> <p>新刊書を生徒に紹介する方法については、御指摘のように、校内 LAN など ICT を活用して情報を共有し、図書館便りや掲示板などの紙媒体と併用しながら、効果をあげている学校がある。今後、こうした先進的な事例を各学校に紹介する。</p> <p>図書主任及び司書教諭を中心に蔵書点検や除籍処理を長期休業中等を利用して実施し、図書の適正管理に努めるよう指導する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容						
<p>きる生徒ばかりではないが生徒が図書を持ち帰る頻度は少ないため、蔵書点検が実施できればある程度確実な管理が可能ではないかと思われる。可能な限り蔵書の点検を定期的の実施することが望ましい。</p> <p>図書の購入、蔵書点検、除籍等を行う際に作成する書類について確認したところ、探検隊から出力されるリスト等をファイルしている学校が多かったが、データベースソフトから出力されるモノとしての図書の資料ではなく、各処理の局面での判断や気付きなどに関する書類を残しておくべきであると考え。</p> <p>以下のような書類を作成して保存すれば、新任の図書係りの教員や司書であっても最初から戸惑うことなく、一定の水準で図書、学校図書館の管理運営が可能になるはずであり、これを積み重ねることで学校図書館の運営も向上することが期待できる。</p>	<p>学校図書館の管理運営については、御指摘のように誰でも戸惑うことなく管理運営ができるよう、各学校で必要な記録書類を作成し、まとめて保管して活用するよう指導する。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 907 279 1153">購入</td> <td data-bbox="279 907 826 1153"> 年間購入予定はどうか。(金額、購入目的、時期等の全体計画等) 教科用の図書等以外に、今年度はどんな読ませたい本を購入するか いつ、誰の承認・協議により図書を購入したか </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1153 279 1489">蔵書点検</td> <td data-bbox="279 1153 826 1489"> 蔵書点検の全体計画(実施時期、期間、所要人数見込み等) 蔵書点検時の工程表 <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どの棚からだれが点検を開始したか ・不一致が生じた場合の顛末と行った処理 ・除籍すべき図書のリストアップ資料や気付いたこと </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1489 279 1635">除籍</td> <td data-bbox="279 1489 826 1635"> 除籍予定の図書と除籍理由が記載されたリスト いつ、誰の承認・協議により除籍を実施したか また、除籍図書はどのように処理したか </td> </tr> </table>	購入	年間購入予定はどうか。(金額、購入目的、時期等の全体計画等) 教科用の図書等以外に、今年度はどんな読ませたい本を購入するか いつ、誰の承認・協議により図書を購入したか	蔵書点検	蔵書点検の全体計画(実施時期、期間、所要人数見込み等) 蔵書点検時の工程表 <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どの棚からだれが点検を開始したか ・不一致が生じた場合の顛末と行った処理 ・除籍すべき図書のリストアップ資料や気付いたこと 	除籍	除籍予定の図書と除籍理由が記載されたリスト いつ、誰の承認・協議により除籍を実施したか また、除籍図書はどのように処理したか	
購入	年間購入予定はどうか。(金額、購入目的、時期等の全体計画等) 教科用の図書等以外に、今年度はどんな読ませたい本を購入するか いつ、誰の承認・協議により図書を購入したか						
蔵書点検	蔵書点検の全体計画(実施時期、期間、所要人数見込み等) 蔵書点検時の工程表 <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どの棚からだれが点検を開始したか ・不一致が生じた場合の顛末と行った処理 ・除籍すべき図書のリストアップ資料や気付いたこと 						
除籍	除籍予定の図書と除籍理由が記載されたリスト いつ、誰の承認・協議により除籍を実施したか また、除籍図書はどのように処理したか						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 1635 331 1736">紛失等の図書</td> <td data-bbox="331 1635 826 1736">紛失等に関する事実と顛末</td> </tr> </table> <p>今回の監査では、牛津高校と唐津東高校の取り組みに大変感心した。牛津高校では、図書の主任教員が校内 LAN を使って、それぞれの教員が生徒に読ませたいと考える本のリストを収集しており、以下の点で優れている。まず、様々な教科、年代の教職員が、読ませたい本や面白かった本を紹介でき、学校全</p>	紛失等の図書	紛失等に関する事実と顛末					
紛失等の図書	紛失等に関する事実と顛末						

監査結果及び意見	措置の内容
<p>員の教職員が図書係りになれる。教職員はその気になりさえすれば簡単に紹介できるため、手間がかからず、コストはゼロである。教職員から入手したリストにより以下のような効果を生み出す可能性がある。このデータ（リスト）を図書館に設置のパソコンに入れて（出力して紙ベースでも OK）閲覧可能としておけば、興味をもって図書館に足を運ぶ生徒が増える可能性がある。このデータを生徒が見ることが出来れば学校図書館の蔵書にはなくても読みたいと思う生徒が出てくる可能性がある。教職員に簡単な書評を付けて貰うことが出来れば生徒にとってはより興味を持つであろうし、読んだ生徒が書評を書き込むことが出来ればより身近になると思われる。教育現場での ICT 利活用に取り組んでいる佐賀県なので、生徒用の端末で「先生が紹介する本」のリストを見ることも可能になるのではないか。以前から実施している方法とのことであるが大きな可能性があると考え。今後はこの方法を積極的に推進し、学校全体が学校図書館の運営に参加するように取組むように考えているとのことであった。</p> <p>唐津東高校では、ライトノベル等の「軽い」本の貸し出し状況を確認し、このような本が生徒の成長にはあまり寄与しないと判断してこれらの本を約 3,000 冊処分した。処分時の貸出し状況は 2 割から 3 割がライトノベルだったため、この処分により貸出件数が減ることを避けるために以下のような取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度に司書が採用され、書籍の整理が可能となった。そこで、新刊・新着の展示及び話題図書コーナー設置スペースを確保できるようになり、生徒の読書欲を高めることになった。 ・ 書架を 6 台入れて、閲覧スペースと学習スペースを区切り、生徒が利用しやすいようにした。 ・ 高校生向けには大学受験対策のため小論文対策コーナーを設置。「岩波ブックレット」「岩波科学ライブラリー」を並べたことにより、岩波新書等の貸出冊数が大幅に増加した。 ・ 中学 3 年生の 11 月の総合的学習の時間に英語の本の多読の取り組みをした結果、英語の本を借りる生徒が増えた。 ・ 貸出予約簿を作り、人気の図書は待ってでも借りて読むという雰囲気を作った。 <p>このような取り組みの結果、貸出件数が多かったライトノベ</p>	<p>唐津高校と唐津東高校の図書館運営は、大変工夫され</p>

監査結果及び意見	措置の内容																
<p>ルを処分したにもかかわらず図書の出借件数が大きく増加している。貸出件数の増加だけではなく、学習スペースを確保して生徒にとっての図書館の利用価値を向上させたり、英語の授業と連動させたりしたことは、まさしく学校の教育課程の展開に寄与する設備としての学校図書館として望ましい姿であると考え。</p> <table border="1" data-bbox="145 528 810 725"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度(10月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライトノベル</td> <td>約 2,300 件</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>ライトノベル以外</td> <td>約 6,300 件</td> <td>約 8,200 件</td> <td>約 6,100 件</td> </tr> <tr> <td>貸出件数計</td> <td>約 8,500 件</td> <td>約 8,200 件</td> <td>約 6,100 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>この 2 校の事例は、図書館のスペースをどう考えるか（レイアウトの改善による生徒利用率の向上）、図書の見せ方や置く場所の工夫（生徒の興味）、授業との連携（各教科と連携した図書の紹介）、全教職員の参加（校内 LAN の活用）など、どの高校でも実施することが可能な方法であり、参考になると思われる。どちらにも共通していることは図書係りの教員の熱意である。図書係りの教員は購入図書の選定や図書館運営を司書に任せることなく、学校としても校務分掌における図書係りと司書だけにこれらを任せることなく、学校全体で読書の楽しさを生徒に伝えることや学校図書館の利活用について検討し、開発していくということを試みて欲しい。</p>		H22年度	H23年度	H24年度(10月まで)	ライトノベル	約 2,300 件	なし	なし	ライトノベル以外	約 6,300 件	約 8,200 件	約 6,100 件	貸出件数計	約 8,500 件	約 8,200 件	約 6,100 件	<p>ており、他校にも参考にするように紹介するとともに、図書館担当者だけではなく、学校全体で学校図書館の利活用について検討し、生徒に読書の楽しさを伝えていくような姿勢を持つよう、学校訪問等の機会を利用して助言する。</p>
	H22年度	H23年度	H24年度(10月まで)														
ライトノベル	約 2,300 件	なし	なし														
ライトノベル以外	約 6,300 件	約 8,200 件	約 6,100 件														
貸出件数計	約 8,500 件	約 8,200 件	約 6,100 件														
<p>5. 情報の管理等について</p>																	
<p>(1) 個人所有のパソコン・USBメモリの使用の禁止【監査意見】（報告書 17 ページ）</p>																	
<p>佐賀県は、「学校が児童生徒や保護者など多くの個人情報に預かる組織であること」を踏まえつつ、一方では「情報化社会の進展により業務の利便性が高まる中、電子情報やシステムの取り扱いについてコンピュータウイルス感染や記録媒体の紛失による情報漏えいなどの危険を防止」しなければならないことから、「学校における個人情報保護・情報セキュリティガイドライン」（以下、セキュリティガイドラインという。）を設定し、学校に遵守を求めている。</p> <p>このセキュリティガイドラインでは、個人所有のパソコンと記録媒体の執務室内での使用を原則として禁止しているが、やむを得ず個人の所有するパソコン及び記録媒体を校内で使用する必要が生じた場合には、「個人所有のパソコン・記録媒体の執務室での使用等管理簿」により許可を得なければならないこととしているが、情報管理の観点から十分とは言えない。</p>	<p>県立学校において、校務用パソコン及び校内 LAN の整備状況から、個人所有のパソコン及び記録媒体使用の必要性は認められない。また、その実態もないことから、「セキュリティガイドライン」について、例外規定を削除（個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を禁止する）する方向で、「佐賀県セキュリティ基本方針」及び「佐賀県情報セキュリティ対策基準」の所管課である統括本部情報課と協議する。</p>																

監査結果及び意見	措置の内容
<p>例えば、個人のパソコン・USB メモリを紛失した場合、当該パソコン・USB メモリに個人情報があるかどうかの確認手続に制限があり、個人所有のパソコン・USB メモリを学校が捜索することもできず、警察への紛失届出も当該教職員に委ねるしかない。また、個人のパソコンの使用を許可する場合には当該パソコンにインストールしているソフトウェアやデータに一定の制限を加えないとウィルス感染や誤作動等の原因となるが、個人所有のパソコンにこのような制限を加えることはできない。</p> <p>県はこのような点を考慮して、やむを得ない場合にのみ申請による使用許可を認めていると思われるが、今回監査対象とした12 の県立学校では個人所有のパソコンはほとんど使用されていない状況であったことを考慮すると、個人所有のパソコン・USB メモリの使用を禁止し、USBメモリは学校で購入・保管しているものを教職員に貸与するという方法へ変更することを検討をしても良いのではないかと考える。</p> <p>学校所有のUSB メモリを使う場合の管理は、「パソコン・記録媒体その他の情報資産の執務室外への持ち出し管理簿」に加えて、USB メモリのナンバリングを行い貸出簿を作成し、「いつ、誰が、どのUSB メモリを使い、いつ返却した」という方法を検討すべきであろう。定期的な現物照合の実施や、貸与USBメモリを紛失した場合には、所定の書式（どんなデータを保存していたか等を明記）で直ちに学校に届け出るルールの作成も検討する必要がある。</p>	
(2) 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】（報告書 18 ページ）	
<p>セキュリティガイドラインでは、個人情報の管理に関する安全対策の中で「個人情報保護のための基礎チェックリスト」で、以下のチェック項目を設けている。</p> <p>管理者用 個人情報を取り扱う事務を外部委託する場合、担当者に受託者の個人情報の取扱状況についてきちんと把握するよう指導していますか？</p> <p>一般職員用 児童生徒や保護者等の個人情報を取り扱う業務を委託する場合、契約書や仕様書等に個人情報の取扱いを明記しなければならないことを知っていますか？</p> <p>どちらも個人情報を取り扱う業務を学校が直接委託する際のチェック項目であるが、後援会等に雇用される進路指導助手</p>	

監査結果及び意見	措置の内容
<p>やICT 支援員についても同様のリスク管理を行う必要がある。</p> <p>① 後援会等に雇用される進路指導助手について</p> <p>後援会等に雇用される進路指導助手は、学校のハードロッキーとパソコンを使用して業務を行っている場合が多く、生徒の個人情報を一部閲覧可能な校内LAN にアクセスできる環境下で、生徒の進学や進路に関する資料の作成や整理を日々行っている。デジタルの情報だけではなく紙ベースの生徒に関する諸資料の作成や整理も行うことになるため、生徒の個人情報に触れて業務を行わざるを得ない。</p> <p>佐賀県が事業者に業務委託等をする場合は「個人情報取扱特記事項」を取り交わして個人情報の対策を取っているため、学校と後援会等及び進路指導助手との間でも「個人情報取扱特記事項」に準じた文書を取り交わして個人情報対策を行うべきと考えるが、このような文書は取り交わされていない。</p> <p>実際は後援会等は日々活動する団体ではないので、学校と後援会等だけではなく、学校と進路指導助手本人との間でも「個人情報取扱特記事項」を参考にした個人情報保護対策のための文書を作成し取り交わすことが望ましいと考える。</p> <p>また、ハードロッキーやパソコンの使用については、下記の② ICT 支援員について記載のとおり、情報担当者への文書による申請に基づく承認を受けて実施するという管理が情報管理という点では望ましいと考える。</p> <p>② ICT 支援員について</p> <p>ICT 支援員は、佐賀県と契約した企業が各校にICT 支援のために派遣する支援員であり、県とICT 支援員の派遣元である企業との間では業務委託の契約時に個人情報保護のための「個人情報取扱特記事項」が取り交わされている。</p> <p>ICT 支援員は、学校のハードロッキーとパソコンを使用し常時校内LAN にアクセスできる環境の中でICT 支援業務を実施しているケースが多いが、「個人情報取扱特記事項」に基づいて学校の情報やシステムの管理を行うためには、ハードロッキーとパソコンの使用について、ICT 支援員が情報担当教員に申請し情報担当教員がこれを承認するという手続きを行うことが望ましい。情報の管理は、現実には個人情報が存在する学校の現場での管理こそが重要であり、必要であると考え。</p>	<p>今後は、雇用主である後援会等とも協議のうえ学校と進路指導助手との間でも「個人情報取扱特記事項」に準じた個人情報保護対策のための文書を作成し取り交わす。</p> <p>また、進路指導助手にハードロッキーやパソコンを使用させる必要があると判断した場合は、学校への使用承認の手続きを行うよう指導していきたい。</p> <p>ICT 支援員からの申請があり、業務上校内 LAN にアクセスする必要があると、教育ネットワーク管理者が判断する場合は、ハードロッキーとパソコンの使用許可について、学校長がその可否について判断するという手続きが徹底されるよう、県立学校に対し指導していく。</p>
<p>(3) 情報担当教員への研修について【監査意見】(報告書 19 ページ)</p>	

監査結果及び意見	措置の内容
<p>学校での情報システムの管理や個人情報保護（以下、この意見では情報管理等という。）は、校務分掌による情報担当教員により全体的な管理が行われるが、必ずしも情報管理等に詳しい教員が担当するというわけではない。全ての学校情報管理等の品質を一定水準に保持するために、核となる情報担当教員に対して、佐賀県教育センターで全体的な研修を実施することを検討すべきである。</p> <p>情報管理等は学校全体として行うべきものであるため各学校での定期的な校内研修が必要であり、また情報担当教員の1年間の管理の状況や注意事項は必ず次の担当教員に申し送りをしなければならない。従って、佐賀県教育センターで行う研修には、校内研修の実施方法や適切な申し送りの徹底などに関する具体的な手法を取り上げることが望ましい。</p>	<p>ICT を利活用した教育の推進には、まずはそれを担う教職員が、しっかりと機器を使いこなす技術と能力を身につける必要があることから、現在、県内全校の全教職員を対象に研修を行っている。</p> <p>また、今年度からは、各学校で ICT 利活用教育の推進役となるリーダー（殆どの学校で情報担当教員を兼ねている）の育成に力を入れており、情報管理や校内研修の実施方法についても、その研修の中で実施しているところである。</p>
6. 私費会計について	
(1) 佐賀県教育委員会の積極的な関与について【監査意見】（報告書 19 ページ）	
<p>私費会計は、県立学校が私費会計運営団体から委任に基づき事務処理を受託しているため、公金に準じた取扱いを行わなければならない。また、私費会計の事務処理について問題があった場合は県立学校が責任を負う可能性があることから、佐賀県教育委員会として県立学校が行う事務処理について実務の具体的なレベルでのルールを定め、私費会計の適正性を確保する必要がある。そこで佐賀県教育委員会は、私費に対する考え方や処理の手続き等について保護者納付金等取扱マニュアル（以下、取扱マニュアルという。）を整備している。</p> <p>今回の監査では、私費会計について一部検討が必要な課題があるものの、全体としては取扱マニュアルに沿った適正な運用がなされているという印象を得た。</p> <p>しかし、最近、世間では私費会計で徴収した資金の使途が問題となっている。具体的には、教育施設設備に係る支出や教育課程の範囲内の職務に係る支出について本来は学校が負担しなければならないところ、生徒から徴収した私費会計にて負担されていることなどが挙げられている。</p> <p>長引く不況で保護者の経済的な環境は厳しさを増す中で高等学校の生徒数は年々減少しており、今後の私費会計の規模は縮小すると考えられる。一方、学校も厳しい予算での運営を余儀なくされており、県費と私費がともに縮小していくことになることになると思われる。学校運営においては県費と私費によ</p>	<p>保護者納付金（私費会計）の事務処理の適正化を図るために、平成 17 年度に「学校徴収金等取扱マニュアル」を策定し、各学校を指導してきた。</p> <p>また、平成 22 年度からの高校授業料無償化に合わせ、保護者納付金の保護者への説明責任の明確化の観点から学校徴収金等取扱マニュアルの見直しを行い、平成 23 年 3 月に「保護者納付金等取扱マニュアル」に改正した。学校を活性化させるためには、社会の変化に合わせ、常に新たな取り組みを行っていく必要がある。</p> <p>そのため、私費会計の取扱マニュアルについても、学校の新たな取り組みに合わせて、常に見直していく必要がある。</p> <p>そこで、引き続き、学校現場の実情を把握するとともに、取扱マニュアルに基づいた事務処理が適正に行われるよう必要な指導を行っていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>りまかなわれる諸活動が渾然一体となっている部分が存在しているという現実があり、学校運営に必要な県費と私費が減少する中で、受益者負担の原則と保護者負担の軽減をどのように考え実現していくかということについて、今まで以上に検討していかなければならなくなるはずである。学校の現場を担う教職員は今後ますます難しい判断を迫られることになると思われる。</p> <p>このように、私費・県費の区分の問題は今後さらに顕在化することが予想されることから、佐賀県教育委員会は私費会計の運用について積極的に関与することで、全ての県立学校の現場が、本来あるべき姿と現状とのギャップに悩むことのないように検討を開始することが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、私費会計についての決算書及びその主な明細について佐賀県教育委員会が入手し、定期的に（会計監事とは別に）内容の検討を実施する。そして、その検討を通じて、私費会計の実態や問題点を把握し、問題点に対する改善策は取扱マニュアルに反映させたり、Q&A・通達などの形式で別途通知する等により県立学校を指導する。また、私費会計の実態把握のために、私費・県費の区分において問題と思われる支出についてアンケートをして情報収集することを検討するなど、県費と私費会計の状況把握を開始することが望ましい。</p>	
(2) 検討を行う際の注意点について【監査意見】（報告書 20 ページ）	
<p>私費会計の状況を把握・検討するに当たっては、県費負担とすべき経費が私費として支出されているかもしれないということ念頭に置き、これらを県費化していくことを検討する必要があると考える。</p> <p>昭和49年に都道府県教育長協議会が発表した「学校教育にかかる公費負担の適正化について」では、教育に要する経費を直接教育活動費と間接教育活動費に区分し、公費か私費かの判断基準を示している。私費負担の範囲は30年以上前から問題提起がされていたようであるが、この考え方は今でも分かりやすく、私費会計の内容を検討する際の考え方として参考になる。</p>	<p>高等学校においては、授業だけでなく、修学旅行や部活動など様々な教育活動が行われている。そのため、様々な費用が必要になるが、例えば教科書や修学旅行費用が自己負担になっているように、教育活動にかかわる費用であっても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒に還元されるもの ・ 公費措置の標準を超えるもの <p>については、生徒が自己負担することになっている。</p> <p>また、教育関係団体からの要請に基づき、授業と別に補習等が行われる場合もある。</p> <p>そこで、これらに要する費用については、授業料（現在は、授業料無償化法に基づき無償となっている。）と別に、利用者である生徒に負担を求めている。</p> <p>これらの教育活動は、授業料以外の個人負担で行われるものであるため、その実施に当たっては、保護者に十</p>

監査結果及び意見	措置の内容												
<p>○直接教育活動費</p> <table border="1" data-bbox="145 304 794 421"> <tr> <td data-bbox="145 304 300 349">公費負担とすべき経費</td> <td data-bbox="300 304 794 349">① 学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 349 300 394">私費負担とすべき経費</td> <td data-bbox="300 349 794 394">② 教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費</td> </tr> </table> <p>○間接教育活動費</p> <table border="1" data-bbox="145 499 794 703"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 499 794 555">間接教育活動費は原則として公費負担すべきである。ただし、教育研究団体等の負担金や分担金の扱いについては、特別な配慮が必要であると思われるので、次のような基準を設ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 555 300 600">①</td> <td data-bbox="300 555 794 600">学校が構成単位となっている研究団体については、その負担金・分担金（学校割となる分）は公費負担を原則とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 600 300 645">②</td> <td data-bbox="300 600 794 645">特定の個人で構成される研究団体については、その負担金・分担金（個人割となる分）は個人負担を原則とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 645 300 703">③</td> <td data-bbox="300 645 794 703">その他の研究団体等については、その性格を検討の上、①②の原則に照らして負担区分を判断するものとする。</td> </tr> </table> <p>また、学校教育法第5条は、学校の設置者は法令に定めのある場合を除いてその学校の経費を負担すると規定しており、その経費とは、ア) 学校の施設設備の管理に必要な経費、イ) 教職員の人件費、ウ) 学校指導要領に基づく教育を行うための基本的な教材設備に必要な経費であると考えられている。</p> <p>これらの考え方によれば、例えば以下は私費の県費化を具体的に考えても良いのではないと思われる。</p> <p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費は、取扱マニュアルでは私費負担を原則とする各種教育団体負担金とされており、全ての県立学校で取扱マニュアルに基づき私費によってまかなわれているが、どちらも特定の個人ではなく学校が単位となった研究団体であるため、県費負担が検討される必要がある。</p> <p>生徒会活動、学校行事（入学式や卒業式、体育祭や文化祭など）や部活動については、取扱マニュアルでは生徒会費等を私費負担を原則とするものと区分し、取扱マニュアルの事例として生徒会主催の諸行事の経費や文化祭、体育祭における経費等を挙げており、各校は取扱マニュアルに沿った処理を実施している。</p> <p>しかし、高等学校学習指導要領によれば、生徒会活動や学校行事については高等学校学習指導要領の「生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。」として第5章特別活動にそれぞれ記載があり、部活動についても、「第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しま</p>	公費負担とすべき経費	① 学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費	私費負担とすべき経費	② 教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費	間接教育活動費は原則として公費負担すべきである。ただし、教育研究団体等の負担金や分担金の扱いについては、特別な配慮が必要であると思われるので、次のような基準を設ける。		①	学校が構成単位となっている研究団体については、その負担金・分担金（学校割となる分）は公費負担を原則とする。	②	特定の個人で構成される研究団体については、その負担金・分担金（個人割となる分）は個人負担を原則とする。	③	その他の研究団体等については、その性格を検討の上、①②の原則に照らして負担区分を判断するものとする。	<p>分説明し、理解を得て行うよう、各学校を指導していきたい。</p>
公費負担とすべき経費	① 学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費												
私費負担とすべき経費	② 教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費												
間接教育活動費は原則として公費負担すべきである。ただし、教育研究団体等の負担金や分担金の扱いについては、特別な配慮が必要であると思われるので、次のような基準を設ける。													
①	学校が構成単位となっている研究団体については、その負担金・分担金（学校割となる分）は公費負担を原則とする。												
②	特定の個人で構成される研究団体については、その負担金・分担金（個人割となる分）は個人負担を原則とする。												
③	その他の研究団体等については、その性格を検討の上、①②の原則に照らして負担区分を判断するものとする。												

監査結果及び意見	措置の内容
<p>せ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と記載されている。従って、これらに係る経費は上記) を考えると県費として処理することが検討される必要がある。</p> <p>このように実際の処理においては、県費と私費のどちらが負担するかについて検討することが望ましい事例が存在している。受益者負担の原則は尊重されなければならないが、教育に要する経費を保護者の負担にすることも安易に認められることなく、佐賀県教育委員会の積極的な関与により確認された私費の実態を検討して、受益者負担と保護者の負担軽減の双方を考慮しながら、どこまでを県費とすべきかについて、十分留意しながら、現実的に検討し整理を行うことが必要な時期に来ていると考える。</p> <p>また、徴収する会費の合理性についても注意が必要な場合がある。部活動などでの遠征に備えたり、エアコンの設置や取替更新に備えるためなどのように、将来に備えて資金を準備する場合にこの注意が必要である。会費を払った生徒が恩恵を受けるといふ受益者負担の直接的な関係ははっきりしている場合は問題は無いが、そうではない場合は、現在の生徒と将来の生徒との間の公平性を検討することが必要であると考え。具体的には、将来に必要な経費がどのくらいか、そのうちどのくらいを現在の生徒が負担するのを見積もって現在の生徒(保護者)に説明を行い、納得してもらって将来に備えた会費を徴収するなどを検討することが望ましい。</p>	
(3) 個別具体的な支出事例における私費か県費かの判断基準【監査意見】(報告書 22 ページ)	
<p>上記(2)に関連してより具体的な運用面での意見を以下に記載する。</p> <p>取扱マニュアルにおいて、私費・県費の区分について具体的な事例が示されているが、生徒等から徴収する際の名目(例えば、PTA 会費、部活動振興会費、生徒会費、空調整備費など)にとどまっている。言い換えれば、私費会計からみた場合の収入の項目は示されているが、その用途つまり支出項目は具体的に示されていない。その理由として、「各学校の活動が同一ではないため、各校に判断を委ねているため」ではないかと思われるが、各学校の活動が同一ではないにしても、支出内容は共通するものが多く、個別具体的な支出事例を示して、①私費会</p>	<p>高等学校においては、授業だけでなく、修学旅行や部活動など様々な教育活動が行われている。そのため、様々な費用が必要になるが、例えば教科書や修学旅行費用が自己負担になっているように、教育活動にかかわる費用であっても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒に還元されるもの ・ 公費措置の標準を超えるもの <p>については、生徒が自己負担することになっている。また、教委関係団体からの要請に基づき、授業と別に補習等が行われる場合もある。</p> <p>そこで、これらに要する費用については、授業料(現</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>計とすべきか否か、②その理由、③これと同様に扱うべき類似事例や考え方を明確にした判断に関する指針の作成を検討すべきである。</p>	<p>在は、授業料無償化法に基づき無償となっている。)と別に、利用者である生徒に負担を求めている。</p> <p>これらの教育活動は、授業料以外の個人負担で行われるものであるため、その実施に当たっては、保護者に十分説明し、理解を得て行うよう、各学校を指導していきたい。</p>
<p>(4) 県立学校共通の会計処理マニュアル【監査意見】(報告書 22 ページ)</p>	
<p>上記(2)は特定の支出が私費会計で負担すべきか否かを判断するための考え方に関するものであるが、それとは別に私費会計の決算書の開示項目の名称と当該項目に含まれる収入・支出の内容を具体的に記載した会計処理マニュアル(注)を制定し、私費会計の決算書の様式を統一することを検討すべきである。</p> <p>(注) 民間企業では、科目取扱マニュアル・勘定科目取扱要領などの名称で上場企業中心に広く整備・運用されているほか、これらの実務書籍も多数発行されている。</p> <p>私費会計の決算書が一定の様式で作成されておけば、佐賀県教育委員会が私費会計の検討を行う場合にも分かりやすく、時間も少なく済む。学校間の比較・分析も可能となり、徴収される金額の検討も行いやすくなる。</p> <p>また、決算においては重要な財産と債務について簡単な財産目録を作成することをマニュアルに取り入れることも検討すべきである。</p>	<p>事務長会とも連携の上、決算書の様式統一ができないか検討したい。</p>
<p>(5) 私費会計への情報処理システムの導入(省力化)【監査意見】(報告書 23 ページ)</p>	
<p>私費会計においては、上記のとおり、取引毎の入出金を記録する現金出納簿と各取引を収入支出項目ごと記録する収入伺・支出伺という2種類の会計帳簿を作成している。つまり、1つの取引(収入または支出)につき2つの帳簿に記録しなければならない二度手間作業となっている。いずれも手書きで作成されているため、事務が煩雑であり、手間がかかる。</p> <p>民間企業では、現預金出納帳に相当するものとして仕訳帳(または会計伝票)が作成され、収入伺・支出伺に相当するものとして総勘定元帳が作成されているが、Excelなどの表計算ソフトや会計ソフトを導入しているため、1つの取引(収入または支出)については1回の入力で済む。</p> <p>私費会計は、発生主義会計を採用している民間企業と異なり、必要な会計情報や会計帳簿の体系は単純である。このため、私</p>	<p>事務長会とも連携の上、会計システムを導入できないか検討したい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>費会計の会計システムを安価に制作することは可能であるし、Excel などの表計算ソフトを利用するだけでもかなりの事務の効率化を図れる。Excel などの表計算ソフトを利用する事例として、上記の現預金出納帳と内訳書（仮称）という 2 種類の帳簿の機能を備えた多桁式（多欄式）出納帳を使用することが考えられる。この帳簿を Excel などの表計算ソフトを利用して導入すれば、1 つの取引（収入または支出）については 1 回の入力で済むほか、現預金出納帳の残高や内訳書（仮称）の残高も自動計算されるし、同じ取引内容は既に入力したデータをコピーすることで入力作業も効率的に行うことができる。</p> <p>複雑なシステムが必要という訳でもないので、省力化のためのシステムの導入を検討することが望ましい。</p> <p>なお、システムを利用する場合は日付を遡って処理することが可能となるため、毎月 1 回定期的に処理結果を出力し、預金残高と照合して、適正に作成されていることを上司に報告するなどの内部牽制が不可欠である。</p>	
<p>第 4 佐賀県教育委員会各課及び佐賀県教育センターの監査結果及び意見</p>	
<p>1 教育政策課</p>	
<p>2-(1)-2)① 見積り合わせに参加する業者の選定手続きについて【監査意見】（報告書 26 ページ）</p>	
<p>平成 23 年度に実施された見積り合わせによる随意契約取引において、見積り合わせに参加する業者の決定は、一定の参加基準を満たした県の取引業者一覧表のなかから担当者が数社を選定し、それらの業者から見積書の提出を受けて取引業者を決定するが、一覧表のなかから抽出された業者の選定理由が明示されていないものがあった。</p> <p>実際には、県の登録業者名簿から過去の実績等を確認するなどして決定しているとのことであるが、業者選定の公正性を確保し選定過程の透明性を確保するために、見積り合わせ参加業者を選定した理由を文書にて残すべきであると考えられる。</p>	<p>参加業者の選定に当たっては、その選定理由を明らかにするなど、契約の公平性、透明性、経済性が確保できるよう、適切に対応する。</p>
<p>4-2)① 他の部署にて保有する管理対象物品の管理について【監査意見】（報告書 27 ページ）</p>	
<p>当課では学校で教員が使うパソコン全体を管理しているが、数量が 2,000 台ほどもあり非常に多い。実際にパソコンを使用する学校ではなく当課で全体を管理している理由は、教職員の異動によるパソコンの管理換えを合理的に行うためである。</p> <p>今年度から運用が開始された備品管理システムに校務用のパソコンの登録作業を行うにあたり、最初の登録でもあるため今回は全て当課の担当者が入力処理を実施予定とのことだが、今後教員用の</p>	<p>大量のデータ処理を行う場合のシステムへの入力方法について、改めて確認したところ、CSV形式で対応できるとの回答を得たため、今後は、CSV方式での処理を行い、事務の効率化に努めたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>パソコンの大規模な取り替えが生じた場合も事務量が膨大になることが予測される。備品管理システムには、パソコンの個別管理のためにシリアルナンバーを入力する予定である。従って、実際にパソコンを持っている学校においてパソコンを確認しながら備品管理システムに入力し、全体の管理は当課で行う方法が一番合理的であると考えているが、備品管理システムは備品の所管課しか処理ができない設定になっている。</p> <p>そうであれば、学校で CSV 形式でリストを作成し、当課でそのリストを入手して備品管理システムに読み込ませる方法が、効率的であり入力ミスの恐れも少なくなるはずであるため望ましいと考えるが、この方法も出来ないとのことであった。</p> <p>このような大量のデータ処理を一人の担当者だけで行うことが想定されていないと思われるが、現場にはこのような想定外の事情もあるので、システムの所管課はセキュリティーと事務の効率化を勘案してシステム運用を行うことが望ましい。当事例のように入力の量が膨大になる場合については、事務の効率化を考えると上記のどちらかの方法が行えるように検討すべきである。</p>	
4-2)-② 教育政策課が使用する備品の現物照合について【監査意見】(報告書 28 ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できた。</p> <p>しかし、物品の管理シールの記載内容が消えかかっている、照合が難しいものも存在した。年度末の現品照合の際には、現品を確認するのみでなく、物品の管理シールの状況も確認し、記載内容が消えてしまっているものや剥がれているものについては、新しいものを貼り付け、適正な管理が行えるようにすべきである。</p>	<p>備品の現物照合に合わせ、備品札の状況も確認するなど、備品の適正な管理に努める。</p>
6. 先進的 ICT 利活用教育推進事業について【監査意見】(報告書 29 ページ)	
<p>この事業は、実証校（致遠館中高、中原特別支援、玄海町立中学、太良町立中学）を中心に、ICT 利活用教育に関する実証研究を行うとともに、県内全ての教職員を対象に ICT 活用能力向上のために研修を実施するものである。</p> <p>この事業の資料を通査したところ、雇用条件には教員免許のある（取得見込み）もの、新卒から 3 年以内を中心に雇用との記載があるが、この条件を充たした支援員が採用されていることを確認するための資料は綴じられていなかった。</p> <p>県は採用された支援員が契約上の要件を充たしているかどうかを確認すべきであり、確認のために入手した資料はファイ</p>	<p>採用された支援員の資格等については、履歴書等で確認できたが、雇用条件を優先して採用したのかの確認はできていなかった。</p> <p>今後は、契約上の要件の確認を確実に行うことができるような報告を求めることとし、その旨仕様書に明示するなど、適切な事務処理に努める。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
ルしておくべきである。	
II 教職員課	
2-(1)-2-① 支出負担行為の協議の遅延について【監査結果】(報告書 31 ページ)	
<p>平成 23 年度における情報管理システム維持管理業務委託の委託料の支払いに関し、本来は会計課への事前協議が必要であったがそれが行われず、後日事後的になされているものがあった。</p> <p>会計管理者の事前協議とは、支出命令があつてからすべての確認をすることは大変であるため、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないことを支出命令の前に確認するという趣旨の制度であり、佐賀県財務規則でも第 57 条で支出負担行為の会計管理者等への事前協議について定められている。規則に基づく手続きを実施すべきである。</p>	<p>平成 24 年度より財務システムが稼働し、協議の必要な支出負担行為については、会計管理者の決裁を受けるようシステム上設定されている。</p>
4-2)-① 備品の現品照合について【監査意見】(報告書 32 ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した備品と現物を照合した結果、全て照合できたが、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっているもの、剥がれかかっているものがあり、照合が難しいと思われるものがあった。これらについては現物照合時に記録しておき、忘れないうちに管理シートの貼り替えを行っておくべきである。</p> <p>また、現品照合の際に、相当期間使用されず今後も使用見込みがないと思われるものが存在した。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>備品札の貼り替えを行った。</p> <p>H24.11.14 使用見込みのない備品（ファクシミリを棄却処分した）。</p>
5-3)-① 事務の簡素化について【監査意見】(報告書 33 ページ)	
<p>新規に採用した教員の給与計算のために必要な資料が当課と学校間で以下のようにやり取りされている。</p> <p>教職員課 「初任給査定に関する調書」を作成しコピーして ↓ 学校へ郵送</p> <p>学校 コピーの内容を「給与基本資料報告書B」に転記し、社会保険の標準報酬月額を書き込んでこれを ↓ 教職員課へ郵送</p> <p>教職員課 「給与基本資料報告書B」に基づき給与システムへ入力</p>	<p>初任給を含む職員の基本情報に関し、給与システムへの入力の元となるデータは、事務処理上、「給与基本資料報告書 B」として整理しており、また、当該資料については各所属において確認の上作成する取扱いとしているため、作成に必要な情報（「初任給査定に関する調書」のコピー）を提供した上で所属から徴している。</p> <p>ただし、監査意見にもあるように、この方法だと処理の過程で転記ミスが生じる可能性も存するところであり、また、事務の効率性の面でも課題のあるところであると考えるため、改善に向け検討することとする。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>「給与基本資料報告書 B」は給与システムへ入力するためだけに作成されているものではないが、このやり方は時間もかかり、転記ミスが生じる恐れもあるためそのチェックも必要となり、事務として煩雑になってしまう。社会保険の標準報酬は社会保険の標準報酬の決定通知書等を学校が当課へ郵送するなどにより対応し、「給与基本資料報告書 B」のやり取りは行わない方が効率的である。事務処理の簡素化を検討しても良いのではないかと考える。</p>	
<p>III 学校教育課</p>	
<p>4-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書 38 ページ)</p>	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できたが、使用されていない備品が見受けられた。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認し記録しておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>使用していない備品については、今後の使用見込等を検討し、有効利用や廃棄処分の手続きを行うこととする。</p> <p>また、備品シールについては、記載内容が消えかかっているものや見えにくいところに貼ってあるものについては、貼り替えを行うこととする。</p>
<p>IV 文化財課</p>	
<p>4-2)-①備品の現物照合について【監査意見】(報告書 42 ページ)</p>	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できたが、使用されていない備品が見受けられた。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認し記録しておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>備品の確認を定期的実施し、使用見込のない備品については廃棄や有効利用の手続きを行うものとする。</p> <p>備品照合ができるよう管理シールの点検を行い、必要な物はラベルシートの貼り替えを行った。</p>
<p>6-1)-① 県職員による所管法人の事務について【監査結果】(報告書 43 ページ)</p>	
<p>財団法人佐賀県芸術文化育成基金(以下、育成基金という。)は、県民が自らの創意と工夫により積極的に郷土文化の形成に</p>	<p>財団法人佐賀県芸術文化育成基金については、公益財団法人化を進めており、財団の主体性をより高めるため、</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>参加できるように援助奨励し、もって活力あふれ豊かで多彩な佐賀県芸術文化の振興及び向上に資することを目的として設立された法人であり、芸術文化事業、文化公演等の実施や芸術文化団体及び個人に対する助成、顕彰等の事業を行っている。</p> <p>この育成基金が吉野ヶ里遺跡保存整備特別会計及び芸術文化事業普及特別会計として実施している2つの事業については全ての事務を県職員が行っていた。事業内容は整備の支援、普及啓発開発活動、各博物館の普及啓発活動であり、県が実施することも可能であったが、会計処理を円滑に行うなどを考慮して基金の業務として実施することとなっていた。しかし、事務については県職員が行うという状況が継続しており、毎年これらの事業に従事した県職員分の給与が育成基金に補助金として交付されたことと同様な結果となっていた。</p> <p>県が所管する公益法人等においては、このようなことが生じないような管理を行うべきである。なお、平成24年度からはこれらの事業は全て県が実施するように改善されている。</p>	<p>平成23年度末をもって特別会計を廃止し、平成24年度からは県の事業として実施している。</p>
V 教育支援課	
3.-(1)-2)-① 発注機会の拡大について 【監査意見】(報告書46ページ)	
<p>県立高等学校4校に1式ずつ合計4式の情報処理機器(予定価格合計45,868千円)が導入されているが、これが、2式ずつ2契約(予定価格24,177千円と21,690千円)に分けられている。これについて、起案には入札機会を増やすために2式×2本に分けたと記載されているが、それぞれ応募した業者は3社であり、結局は1社がいずれの契約とも落札している。</p> <p>入札にかかる手続きは財務規則に基づき適切に実施されているが、佐賀県ホームページにもっと長期間に渡って公告したり、出納局と連携してより多くの業者に発注の事実を周知する等により、より多くの業者が応募できるように機会拡大に努めることが望ましい。</p>	<p>引き続き財務規則に基づいた事務処理に努めていきたい。</p>
5.3)-① 借用証書の作成 【監査結果】(報告書48ページ)	
<p>奨学金の貸与を受ける場合には、申込時に誓約書を作成提出、貸与終了前(通常は高校等卒業前)に借用証書を作成提出することになっている。申込時の誓約書はすべて作成提出されているが、卒業時の借用証書について提出されていない先が平成23年度で3件存在する。借用証書は、借用金額と保証関係及び今後の返還方法を確認する基本となる証書であり、将来の償還に関する事項も記載されているため全ての奨学金貸与先</p>	<p>借用証書については、高校を通じて、卒業までの在学期間中に提出するよう、また卒業までに提出がなかった場合は、卒業後に本人及び連帯保証人に連絡をとって、速やかに提出するよう求めている。</p> <p>平成23年度卒業までに未提出であった3件については、卒業後すべて借用証書が提出されて、返還が開始されている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>について作成提出されることが必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、借用証書は借用金額と保証関係及び今後の返還方法を確認する基本となる証書であることから、今後も高校と連携して卒業までに提出させるように徹底したい。</p>
<p>5.-3)-② 延滞利息の取扱【監査結果】(報告書 48 ページ)</p>	
<p>「佐賀県育英資金貸与条例」第九条は、正当な理由がなく育英資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞している期間が六月を超えるごとに、延滞金額につき六月について五パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収することとなっている。また、正当な理由については「佐賀県育英資金延滞利子徴収取扱要領」で定められており、具体的には生活困窮や死亡、心身障害等が列挙されている。</p> <p>この延滞利子の徴収手続きにつき確認したところ、正当な理由に該当するかどうかの確認がないまま、延滞利子を徴収しない処理となっていた。延滞の原因は生活困窮が多いため正当な理由に該当する場合が多いと考えられるが、債務者ごとの状況を確認して正当な理由に該当するかどうかに関する文書を作成し、これに基づいた事務処理を行うことが必要である。</p>	<p>延滞利息の未徴収に当たっては、その理由を明記した書類を作成し、適切に事務処理を行っていきたい。</p>
<p>5.-3)-③ 時効消滅について【監査意見】(報告書 48 ページ)</p>	
<p>奨学金は長期間の分割弁済となっていて、その消滅時効期間は 10 年と解されている。消滅時効の起算点については、各分割支払金の支払日ごとに個別に進行するのか、あるいは支払いを怠った時に奨学金全額について進行するのかという法律上の問題点は含んでいるが、各支払金については遅くとも各支払日から 10 年で消滅時効になると解されている。従って、平成 13 年度以前に発生している収入未済 6,781 千円については、本人から時効発生前に債務承諾書の入手あるいは一部弁済がなされていなければ既に時効が発生していることになる。</p> <p>佐賀県財務規則第五十二条第二項では債権の消滅時効が完成した場合には不納欠損処分を行うことになっているため、原則としては不納付欠損処分すべきであると考えられるが、今後回収するという場合は、どのようにこの債権を取り扱うのかを検討する必要がある。具体的には、今後請求するのか、しないのか等の判断を行い、また、請求する場合には相手方から消滅時効を援用される恐れがあることを考慮する必要がある。</p>	<p>各分割支払金の支払日から 10 年で消滅時効になると解されているが、奨学金は最長 20 年という長期間の分割弁済となっていることもあり、今後も弁済期間中は原則として請求を行っていきたい。</p> <p>なお、債権が消滅時効にかからないよう適正な債権管理に努めていきたい。</p>
<p>5.-3)-④ 調定後の不納欠損処分【監査意見】(報告書 49 ページ)</p>	
<p>平成 23 年度末の収入未済額は 131,315 千円となっている。</p>	<p>債権の内容を個別に検討し、条例に基づく免除ができ</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>主な理由は生活困窮が多く、何年も不納欠損処理が行われていない。債権の内容を個別に検討した結果、明らかに回収不能と認めざるを得ない場合は不納欠損処分を行うべきである。</p> <p>なお、平成 24 年 11 月に未収債権に係る債権放棄取扱要領が全庁的なルールとして策定されているため、今後はこの取扱要領に基づき適切な処理を継続することが望まれる。</p>	<p>るものは免除を行うとともに、免除の対象とならず回収が不能と認められる債権については、債権放棄取扱要領に基づく不納欠損処分について、全庁的な動きも見ながら検討していきたい。</p>
5.-3)-⑤ 退学等による貸与金支給停止手続遅れによる収入未済【監査結果】（報告書 49 ページ）	
<p>奨学金を貸与されている生徒が高校を退学をした場合などは支給対象に該当しなくなるため、奨学金の支給を停止し、仮に退学等後に支給された奨学金がある場合には教育の用に使用していないのは明らかであるため返還してもらうことになる。</p> <p>退学等に関する情報は、学校がその都度連絡しない限り教育支援課では把握できないが、この連絡がすぐになかったため、退学等の後に奨学金を支給し続けていて、その後返済がなく延滞している収入未済額が 1,807 千円存在する。これについては、退学等の情報が学校より速やかに教育支援課に入っていれば、支給が停止されてその後の延滞が発生しなかったと思われる。</p> <p>例えば、退学等の書類に奨学金を貸与している生徒かどうかに関する項目を入れ、該当する場合には速やかに教育支援課に連絡する等、学校と教育支援課間における連絡が確実かつ速やかに実施される体制を構築することを検討すべきである。</p> <p>なお、この場合の延滞者が退学等の後に得た奨学金相当額は、もともと得る権利のなかった不当利得ということになることを考えると、通常の延滞者のよりも強固な回収対応を図るべきでないだろうか。</p>	<p>育英学生の退学時には速やかに連絡するよう、あらゆる機会を捉え学校に要請しているが、どのような方法が効果的か、改めて学校と協議したい。</p>
5.-3)-⑥ 内部体制の構築【監査結果】（報告書 50 ページ）	
<p>平成 23 年度は、督促状の一部が滞納先に発送されていない可能性がある。督促状発送についての承認手続きは実施されていたものの、その後の発送処理等が一部なされていない状況であったが、これは内部での複数人による相互の牽制や確認などを行っていれば防止できたものと思われる。一つの業務を二人以上で実施したり、内部での役割分担等の見直し等を行うことで、適切に業務が実施できるような体制を構築することが望ましい。</p>	<p>今年度から、督促状の発送処理を複数で担当するなど、担当者の役割分担を見直し、内部で牽制確認できる体制で債権管理業務に取り組んでいる。</p>
5.-3)-⑦ 債権回収事務の処理の体制【監査意見】（報告書 50 ページ）	

監査結果及び意見	措置の内容
<p>現状、貸与奨学金等が延滞した場合の回収手続きに関する取扱規定が存在しない。現在は、本人に対する督促連絡や個別訪問が担当者の判断によって行われており、属人的な回収手続きとなっている。また、適時適切なあるいは効率的な回収手続きがなされているかどうかを確認するための内部統制も確立されていない。</p> <p>回収手続きに関する取扱規定等を整備し、担当者のみ判断によらない統一的な手続きの実施が可能な体制を構築する必要がある。</p>	<p>債権回収に関する取扱規定を整備し、統一的・組織的に債権回収に取り組んでいきたい。</p>
<p>5.-3)-⑧状況確認の強化及び管理【監査意見】(報告書 50 ページ)</p>	
<p>⑦のとおり、債権の回収に当たっては担当者が異動しても一定の処理が可能な体制作りが必要であるが、業務を合理的に実施するための状況確認も必要である。きちんと返済をしている人は主に入金確認を行えば問題ないが、長期の延滞者については、大きくは「経済的に困窮していないが返済しない人」と「経済的に困窮していて返済できない人」の二つに区分し、それぞれに応じた管理を行うことで管理事務の合理化を図ることが可能である。</p> <p>「返済しない人」については、自宅等への電話や訪問のみならず、連帯保証人や保証人への請求、支払督促申立予告、裁判所に対する支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続きを検討することも必要と考える。奨学金の源資は税金であり、県は毅然とした態度で対応すべきである。</p> <p>「返済できない人」については、本人の就職の状況や今後の返済予定等を確認、協議し、必要な場合は佐賀県育英資金貸与条例に基づく返済猶予の手続等を実施すること考えられる。</p> <p>いずれの場合でも、まずは延滞者本人の状況を確認して「返済しない人」なのか「返済できない人」なのかを把握し、どのような管理が必要かを検討して、合理的に債権管理を行いうるような手法を検討する必要がある。</p>	<p>債権回収に当たって、「返済ができない」と申し出た者に対しては、それを証明する書類などによりその状況を把握し、返還猶予や免除の手続きを行っている。</p> <p>「返済できない」と申し出を行わない者は「返済しない人」とみなし、今後とも適切に債権回収に取り組んでいきたい。</p>
<p>VI 佐賀県教育センター</p>	
<p>3.-(1)-2)-① 期末近くの購入について【監査意見】(報告書 53 ページ)</p>	
<p>平成 23 年度の単価契約物品の購入実績を月次で見ると、期末の平成 24 年 3 月に多く購入されている。(通常月の約 1.8 倍)</p> <p>消耗品等は計画的に購入することが望まれる。</p>	<p>消耗品等については、計画的な購入に努める。</p>
<p>4.-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書 53 ページ)</p>	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した</p>	<p>備品については、その使用状況等を再度確認し、今後</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>結果、全て照合できたが、管理状況は十分ではなかった。</p> <p>使用されていない備品が散見された。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。随分古かったが使用可能な天体望遠鏡等もあった。小学校や中学校を含む他の教育機関等であれば有効に利用できる備品があるのではないかとと思われる。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認しメモしておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>使用見込みのないものについては、他の所属での有効活用若しくは廃棄処分を行う。</p> <p>また、備品シールをわかり易い箇所に貼りかえる等、適切な管理に努める。</p>
4-2)-② 総合気象観測装置等の稼働状況について【監査結果】(報告書 54 ページ)	
<p>総合気象観測装置等は毎日24時間データ収集のために稼働しており、収集した温度や湿度などのデータを解析して紙に出力している。しかし、この出力されたデータはあまり利用はなされていないとのことであり、さらにこのデータはインターネット等により入手することも可能であるとのことでもあった。</p> <p>センサーの電源を入れておいて収集したデータを出力するだけなので常時稼働によるコストはそんなにかかっていないと思われるが、利用度が極めて低いのであれば装置を稼働させる理由は無いはずである。この装置を稼働させる意義を再検討し、必要がなければ停止させるべきである。</p> <p>教育センター内の備品の状態を適切に管理できていれば、このように必要性の低い装置を稼働させることの是非についてもっと早く検討できていたはずであり、備品の適切な管理が望まれる。</p>	<p>総合気象観測装置等で取得していた気象データは、現在、インターネット等により入手可能となり、教育センターで継続してデータを取得する必要性が低いことから、機器の稼働を停止した。今後は、他の所属での有効活用若しくは廃棄処分を行う。</p> <p>また、今後は備品の管理を適切に行う。</p>
5-3)-① 実施する事業の利用等について【監査意見】(報告書 55 ページ)	
<p>事業全般について</p> <p>教育の内容が大きく変わらない場合は、研修内容や研究のテーマも毎年同様のものになることが多い。研修時のアンケートなどで研修内容の検討のための情報を収集する等は行っているが、市町の教育委員会との連携を密にして現場の声を拾い上げるような工夫をすることが望まれる。</p> <p>調査・研究結果の現場へのフィードバックは主にインターネ</p>	<p>今後、教育事務所を通じて市町教育委員会の意見等を拾い上げ、研修講座を設定する。また、各教科部会等との連絡を密にし、現場の要望を研修講座の内容に生かしていく。</p> <p>平成25年度以降に実施する調査・研究(主に教科研究)</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>ットで行われているが、もっと積極的な情報の提供や公開を検討すべきである。研究調査事業の検証のための授業を研修員の学校で実施するにあたり、次年度からはその授業を公開する予定とのことだが、このような機会を増やすような工夫を検討することが望ましい。</p> <p>学習状況調査事業</p> <p>この事業による調査結果として、各校の教育現場にとって極めて有用な情報やノウハウが蓄積されていると思われる。教育センターはこの事業につき、「調査結果（今後の指導改善に生かすことができる情報）は各校に個別に返却するとともに、調査結果から見られる県全体の傾向、各教科における成果と課題、これからの指導に向けての提言などをまとめた調査報告書を、教育センターホームページから配信している」としているが、もっと積極的な活用を検討すべきである。</p> <p>調査結果は客観的であり、各校の学習（教育）に対する取組みの結果そのものであると言える。成績の良い学校はその取組みを公開し、良くない学校は大いに反省して良い学校で実施されている取組みを取り入れて、佐賀県全体の水準を上昇させる努力を継続させなければならず、教育センターは指導的かつ批判的な立場でこの佐賀県全体の取組みの中核を担うべきであると考え。</p> <p>また、生徒（の昨年まで）の情報を継続的に見ることで、どこが強くてどこに弱点があるのか、どこが伸びていてどこが伸び悩んでいるのかなどを客観的に確認できるはずであり、教師はこの情報を活用することによりそれぞれの生徒の状況を考慮して、より合理的な学習指導等を行うことができるのではないかと考える。</p> <p>このようにこの事業の調査結果は有用性が高く、より有効な活用を実行するためには教育センターが市町の教育委員会と密接に連携し、調査結果の各校での活用状況を高めるような工夫を実施することが望ましい。</p> <p>学校適応指導教室事業</p> <p>しいの木は、不登校対策のため平成5年に県が開設した施設である。当時は市町にはこのような施設がなかったため県が開設したということあるが、今後は県だけではなく市町と協力して事業を実施することを検討すべきではないか。しいの木の維持管理費や人件費などについて合理的な計算を行い、県と市町</p>	<p>については、研究に関わる検証授業などを各教育事務所管内で広く公開するなど、積極的な情報提供に努める。また、調査・研究の内容に関する教科等部会との連携を図り、部会研修会等における結果の報告や資料提供を積極的に行う。</p> <p>教育センター研修講座において、学習状況調査の分析・活用講座を開設し、各学校における結果の分析と分析結果を生かした指導改善の進め方についての研修を実施する。</p> <p>学習状況調査実施教科に関する教科等部会との連携を図り、部会研修会等における結果の報告・提言等を積極的に行う。</p> <p>教育事務所や市町の教育委員会が主催する学力向上対策コーディネーター研修会等を積極的に支援していく。</p> <p>「しいの木」は、市町の適応指導教室では対応することができない小・中学校の児童生徒及び高校生を受け入れたり、市町と連携し市町適応指導教室指導員の資質向上の研修を行っている。</p> <p>「しいの木」については、県の教育基本方針で不登校</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>がしいの木の維持費を負担しあう方法などを協議、検討すべきではないかと考える。</p>	<p>対策に取り組むことを掲げており、県が主体的に運営していくべきと考える。</p>
<p>6.-2)-① 教育センター施設の使用状況について【監査意見】(報告書 57 ページ)</p>	
<p>「研修室等使用状況」を見ると、各研修室や演習室の稼働状況は決して良いとは言えない。教育センターは様々な研修を実施しているが研究室や研修室を使用して実施される研修は少なく、年度初めや夏休みなどの長期休暇時期はある程度の施設利用があるが、それ以外の利用頻度は低くなっている。</p> <p>教育センターは新しい施設ではないが、研修室及び演習室が14室、物理、化学、生物、地学研修室が4室ある。研究や研修、協議のための施設としては十分であり、このような施設の稼働率が低い状態のままとなっていることは県有財産の有効利用と言う点で望ましくなく、利用の向上のための取組みが必要ではないかと考える。</p> <p>県有財産の有効な利用を目指すために、研修室等の空き状況を県庁イントラに掲載することでより多くの県庁職員の利用を促したり、場合によっては市町の教職員の利用推進や民間への貸出し等の幅広い活用機会の検討が望まれる。</p>	<p>使用予定が入っていない研修室等については、教育庁各課及び教職員で構成する団体の研修会場等として使用許可を行い、施設の有効利用を図っているところであるが十分ではない。今後は、教育センターのホームページの研修室の利用案内を充実したり、教育センターが学校向けに発行している情報誌で施設の有効利用を呼び掛けるなど、これまで以上に施設の有効利用促進に努める。</p>
<p>6.-2)-② 教育センターの運営について【監査意見】(報告書 58 ページ)</p>	
<p>教育センターは、「5. 実施事業について」に掲げた「2) 研修の概況」のとおり様々な事業を実施しており、これらは全て佐賀県の教育行政の向上のために行われている。教育における様々な検討事項は年度により大きく変わることはないため、各年度の事業内容は継続して実施されるものが多くなっている。</p> <p>一方、「1. 佐賀県教育センターの概要」に掲げた「(6) 収支の状況」のとおり、平成22年度は306百万円、平成23年度は299百万円の支出超過となっている(義務教育の教員の給与は原則として国が1/3を負担するため、この支出超過額はもう少し減少すると思われる。)。教育センターが実施する事業が教育行政や個々の学校にとって必要なものであるにしても、これだけの規模の支出超過(コスト)が継続することの妥当性を考えざるを得ない。</p> <p>「佐賀県行財政改革緊急プログラム」は佐賀県の財政健全化に一定の効果をもたらしたが県の財政はまだまだ厳しい状態が続いており、県立学校などの教育の現場も同様に厳しい裁量予算の中での学校運営を余儀なくされていることを考えると、</p>	<p>現在、教育センターでは教職員の質の向上を図るための研修講座事業、地域の核となる教員を育てるための長期研修事業、学習状況調査事業、県を挙げて推進しているインターネットを活用した教育の拡大と充実を図るインターネット教育活用事業、不登校児童・生徒への対応などの取り組みを行っている。</p> <p>これらの取り組みの効果をより上げるため、学識経験者、市町教育長、教職員及び教育庁職員等で構成される「佐賀県教育センター運営協議会」を設置し、センターの運営方針、事業計画等について審議いただき、センター事業に反映している。</p> <p>今後も教育センター設置の目的である本県の教育の充実及び振興を図るために課せられた責務を人員、予算等についてコスト意識を持ちながら果たしていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>このコストに見合う成果を教育センターが上げているのか、あるいはどの程度のコストであれば認めても差し支えないかについての検討が必要ではないか。</p> <p>佐賀県の学校にとって有用な教育センターであるためには、規則や行政上必要な研修事業の実施だけではなく、教員がどれだけ利用しているのか、教員が望む研修がどれだけ教育センターの事業に反映されているのか、教員が必要な情報を収集し現場にフィードバックできているかなど、教育の現場と教育センターがより密接にかかわり、現場のための教育センターとしての運営を行うような検討や工夫が必要であると考えます。</p> <p>例えば、県立学校と教育センターをスカイプ等でつなぎ、簡単に手間を掛けずに参加できるようにすれば、もっと多くの教員が研修に参加し、教育センターを利用することが期待できる。</p> <p>教育センターの有用性を確保しながら、一方では現状のコストをどれだけ圧縮できるかについても真剣に検討しなければならない。財産としての教育センターの有効活用や職員・研修員の必要人数や有効な人員配置等に関する再検討も必要である。</p>	
<p>第5 佐賀県立学校の監査結果及び意見</p>	
<p>I 佐賀県立佐賀北高等学校</p>	
<p>3-(1)-2-① 見積り合わせに参加する業者の選定手続きについて【監査意見】（報告書 64 ページ）</p>	
<p>平成 23 年度に実施された見積り合わせによる随意契約取引において、見積り合わせに参加する業者の決定は、一定の参加基準を満たした県の取引業者一覧表のなかから担当者が数社を選定し、それらの業者から見積書の提出を受けて取引業者を決定するが、一覧表のなかから抽出された業者の選定理由が示されていない。業者選定の公正性を確保し、選定過程の透明性を確保するために、複数の業者のなかから見積り合わせ参加業者を選定した理由を文書にて残すべきであると考えます。</p>	<p>見積り合せによる随意契約の手続きは佐賀県財務規則で定める手続きを行っているため、特段問題ないものと考えます。</p>
<p>5-2)① 備品の現物照合について【監査意見】（報告書 65 ページ）</p>	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した備品と現物を照合した結果、全て照合できた。学校では平成 23 年度から厳格な備品管理を行っており、詳細な備品の状況の把握やその使用状況を把握して処分すべきものの整理等を行うという良好な管理状態であった。</p> <p>ただ、この状況確認において把握された廃棄処理すべき備品</p>	<p>廃棄処理すべき備品については、年度内に確実に廃棄手続きを完了させることとしたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>につき、昨年度末時点では整理途中であるため処分手続きが間に合わなかったものが監査時にも存在していた。この良好な管理体制の継続のための努力を今後も維持するとともに、平成24年度には確実に廃棄手続が実施されるようにすべきである。</p>	
<p>5.2)-② 借用備品の管理について【監査結果】(報告書 65 ページ)</p>	
<p>佐賀北高校は書道部・美術部が盛んであり、他校に比べ数多くの「書」や「絵画」が室内や廊下等に展示されている。これらは生徒の作品や学校に関係する著名な作家の作品等であるが、学校が所有しているものもあれば借りているものもある。</p> <p>佐賀北高校では多くの作品が存在することを踏まえ、備品台帳や借用備品台帳の整備には十分な注意を払い厳格な管理を行っているところであるが、監査の際に展示作品と台帳との照合を行ったところ、借用品で借用品台帳に登載されていないものが一点存在した。監査時に即座に登載の手続きが採られたが、注意が必要である。</p>	<p>今後は、このようなことがないように適正な事務処理に努めていきたい。</p>
<p>6.-3)-① 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 66 ページ)</p>	
<p>全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。</p>
<p>10-(1)-3)-① 領収書が添付されていない支出伺書【監査意見】(報告書 70 ページ)</p>	
<p>平成23年度に運営費/役員退任記念品料にて計上されている160千円は記念品作成のための材料代相当額の支給であるが、当該支出について受取人である教員の領収書が添付されていなかった。</p> <p>実費相当額の支給であることからその経緯を確認したところ、単なる手続漏れであると判断したが、支出事実を裏付ける書類として、受取人である教員から領収書を入手するか受領した旨の押印を所定の帳票にもらう必要がある。</p> <p>なお、平成24年度においては、支出伺書に受取人である教員2名の署名・押印がなされていたが、2名連名となっており、支出伺書には各々への支給額が記載されていなかった。支出伺書には相手先別の支出額を明記しておく必要がある。</p>	<p>今後は、確実に領収書を添付するなど、適正な事務処理に努めていきたい。</p>
<p>10-(1)-3)-② 進路指導助手の給料及び通勤交通費【監査意見】(報告書 70 ページ)</p>	
<p>佐賀北高校では進路助手の業務は私費会計の処理と後援会が行う事業の運営が多く、学校の教職員の補助業務としては、</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>教職員の手の回らない部分の書類の整理等という状況である。</p> <p>教職員の職務分担等を検討し改善して進路助手の公務への従事が無くなれば、進路助手員の給与手当等は私費会計負担で問題ないとする。</p> <p>その場合は、進路助手は公務を行わないということを、進路助手と後援会との雇用契約や学校と後援会との念書において明確にしておくことが望ましい。</p>	
10-(1)-3-③ 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】（報告書 71 ページ）	
<p>佐賀県高等学校長協会（校長会）の会費及び佐賀県高等学校教育研究会（教育研究会）の会費が後援会会計から支出されている。</p> <p>校長会は、県内の高等学校の校長を中心に組織され、高等学校教育に関する研究調査などを行っている団体である。県内の高等学校長は校長会に必ず入会しなければならず、校長会へ支払う会費は高等学校の運営上不可欠な支出と考えられる。また、校長会への出席は休暇扱いにしておらず出勤扱いになっていることから校長会への出席が公務として行われているものと考えられる。</p> <p>教育研究会は、教科や分掌ごとの部会として生徒のための様々な研修大会の開催や全国大会へ出場などの活動を行っており、学校が単位となっている研究団体である。担当教員の部会への出席は上記と同様出勤扱いとなっており、公務として研究団体の活動が行われていると考えられる。</p> <p>これらを考えると、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
10-(1)-3-④ 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】（報告書 71 ページ）	
<p>佐賀北高校は、後援会から後援会会計の会計処理（会費徴収、支払、出納簿記帳、会計報告等）の事務委託を受けている。後援会は学校の保護者等をもって組織された団体であり、高校教育の推進を目的とする教育後援団体である。</p> <p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、佐賀北高校が後援会の会計処理の代行（事務受託）を行っているが、佐賀県教育委員会が作成した保護者納付金等取扱マニュアル（平成 23 年 3 月）によると、「会計処理の委託を受ける際には、学</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>校が団体から委任を受けたことを明確にするため、書面によりその記録を残さなければならない。この場合において、通帳の名義は校長ではなく、各団体の規定に基づく名義人とする」と規定されている。しかしながら、佐賀北高校後援会会計の通帳は校長名義となっており、今回往査を行った他の高校の教育後援団体費の通帳も校長名義となっている。</p> <p>保護者納付金等取扱マニュアルでは各団体長の名義とすることとされているが、教育支援団体の支払は頻繁に行われているため、支払の都度、各団体長に出金のための捺印を依頼することは非常に煩雑となってしまう。教育後援団体の活動を円滑に運営するためには通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定見直しを検討することが望ましい。</p> <p>校長名義とした場合は印鑑の管理に注意し、支払い時は必ず校長自身が押印するなどを実行することは当然である。</p> <p>なお、通帳印の管理者は校長、通帳管理者は事務長、出納業務は事務担当者となっており、後援会役員による監査及び総会における決算報告も行われているため、出納業務に係る相互牽制体制はきちんと整備されている。</p>	
10-(3)-3-① 後援会総会における決算報告【監査意見】(報告書 73 ページ)	
<p>決算の報告は校長にされているが、後援会総会において保護者へは報告されていない。進路指導費会計の会費も保護者が負担しているため、後援会総会において報告されることが望ましい。</p>	<p>後援会と協議し、後援会総会で報告することとしたい。</p>
10-(5)-3-① 部活動の日常について【監査結果】(報告書 75 ページ)	
<p>平日の部活動に対する指導業務を行った教員に対して日常が支払われている。教育公務員が兼業を行う場合には兼業承認申請書を提出する必要があるが、この指導手当に関しては承認申請書が提出されていない。速やかに兼業承認申請書を提出し承認を得る必要がある。また、源泉所得税の徴収も行われていないため、源泉所得税も徴収する必要がある。</p>	<p>平成24年度から教職員課に対し兼業承認申請書は提出していたが、源泉徴収は行なっていなかったため、直ちに源泉徴収の事務処理を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めていきたい。</p> <p>なお、所得税の確定申告は行われている。</p>
10-(7)-3-① 生徒総会における決算報告【監査意見】(報告書 77 ページ)	
<p>生徒会特別会計の決算の報告は校長にされているが、生徒総会において報告されていないため、生徒総会において報告されることが望ましい。</p>	<p>今後は、生徒会特別会計についても生徒総会において決算報告を行うこととしたい。</p>
10-(9)-3-① 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費について【監査意見】(報告書 78 ページ)	
<p>全日制の後援会会計に記載のとおり、校長会と研究会の各部</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
<p>11.-3)-① 個人所有のパソコン・USB メモリの使用禁止について【監査意見】（報告書 81 ページ）</p>	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、個人所有パソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内 LAN の整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
<p>11.-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】（報告書 82 ページ）</p>	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきである。</p> <p>ICT 支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきであるが、佐賀北高校では ICT 支援員が必要な都度、情報担当教員に機器の使用を依頼する方法で行われており、ICT 支援員の業務終了後はハードロッキーは返還されている。今回往査した 12 校の中では唯一、適切な管理が実施されていた。</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とが雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成 25 年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていききたい。</p>
<p>II 佐賀県立唐津東高等学校</p>	
<p>4.-(1)-2)-① 期末近くの購入について【監査意見】（報告書 88 ページ）</p>	

監査結果及び意見	措置の内容
<p>平成 23 年度の需用費の購入実績を月次で見ると、期末の平成 24 年 3 月に多く購入されている。(通常月の約 1.8 倍)</p> <p>消耗品等は計画的に購入することが望まれる。</p>	<p>今後は、光熱水費・消耗品等の年間計画をより精査し、適正な予算執行に努めていきたい。</p>
5.-2)-① 備品の現品照合について【監査意見】(報告書 88 ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果全て照合できたが、使用されていない備品が見受けられたり管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっているものがあり、照合が難しいものが見受けられた。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。</p> <p>管理シールの状態についても確認してメンテナンスが必要なものは記録しておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである</p>	<p>直ちに備品シールの貼り替えを行った。</p> <p>今後は、備品の現物照合時に使用状況や備品シールの状態についても確認し、適正な備品管理に努めていきたい。</p>
5.-2)-② 芝生管理料について【監査意見】(報告書 88 ページ)	
<p>唐津東高校のグラウンドの一部に芝生が張られている。これは他校にない特徴のある施設であるが、この芝生の管理のために毎年 250 万円を超える委託料が発生している。</p> <p>他校にないよりよい環境を提供すること自体に問題はないが、どの学校も厳しい予算で学校運営を行わざるを得ない中で、これだけの額の予算を今後も芝生の維持に使い続けても良いのかという疑問が生じる。芝生の管理委託を今後も継続するかどうかにつき、検討が必要であると考え。</p>	<p>芝刈や除草など日常的な管理は学校が行っているが、施肥や消毒などは天候、発育状況等を考慮して施工する必要があり、学校では行うことが困難である。今後も、専門的知識を要する作業などについては、専門業者への維持管理委託を行っていきたい。</p>
6.-3)-① 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 89 ページ)	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。</p>
7.-3)-① 蔵書点検及び除籍処理について【監査意見】(報告書 90 ページ)	
<p>2) 図書管理の状況に記載のとおり、前年度以前の図書の管理は十分とはいえない状況であった。当年度に実施中の蔵書点検や除籍処理は、今後は継続的に実施すべきである。</p>	<p>図書主任及び司書を中心に蔵書点検や除籍処理を毎年度定期的実施し、図書の適正管理に努めていきたい。</p>
10.-1)-3)-① 校舎内巡回費として支払う手当について【監査結果】(報告書 93 ページ)	
<p>本校の教職員が放課後の校舎内巡回を実施しており、それに対して年に 3 回、巡回回数に応じた手当が支払われている。教育公務員が兼業を行う場合には兼業承認申請書を提出する必要があるが、この指導手当に関しては承認申請書が提出され</p>	<p>今回の校舎内巡回費は、開錠・施錠業務であるが、保護者会からの依頼業務と位置づけられるものである。</p> <p>学校には、生徒の利用に供する教室と、職員の事務室である職員室・事務室があるが、学校の基本業務である</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>ていない。速やかに兼業承認申請書を提出し承認を得る必要がある。</p> <p>また、源泉所得税の徴収も行われていないため、源泉所得税も徴収する必要がある。</p>	<p>授業時間前後に補習が実施されるため、職員の勤務時間中に教室を開錠・施錠することができない。</p> <p>例えば、補習終了後、補習会場（教室の入り口及び各教室の窓）を施錠する必要があるが、教員の勤務時間はすでに終了しており、教員の時間外命令は制限されているため、補習用に保護者に貸し出した教室の施錠をすることを教員に時間外勤務として命令することはできない。このため、保護者が補習会場として借りた教室の施錠を保護者会自身が行う必要がある。保護者会がガードマンを雇って施錠することもできるが、その経費増加分を保護者会に負担してもらう必要がある。</p> <p>実際は、保護者会から依頼された教員が施錠を行っていることから、そのガードマン費用相当分を保護者会に負担してもらっている。</p> <p>平成24年度から教職員課に対し兼業承認申請書は提出していたが、源泉徴収は行っていなかったため、直ちに源泉徴収の事務処理を行った。</p> <p>今後は、適正に事務処理に努めていきたい。</p> <p>なお、所得税の確定申告は行われている。</p>
10.-(1)-3)-② 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】（報告書 93 ページ）	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が振興会費会計の「負担金」から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であること</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	から、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。
10.-(1)-3-③ 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 93 ページ)	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、唐津東高校が後援会の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告部分に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
10.-(1)-3-④ 現金の管理について【監査意見】(報告書 94 ページ)	
<p>校納金の徴収にあたり、保護者の口座が残高不足の場合には後日現金を保護者が持参することになる。その日のうちに金融機関に預け入れができない場合に現金を学校で保管しているが、管理資料がない。現金の受入れ時と金融機関への預け入れ時には 2 人以上で金額を確認して間違いが生じないような管理を行い、記録を残すことが望ましい。</p>	<p>収納した現金は即日金融機関に払い込むのが原則であり、生徒、保護者に対しては午前中の納入をお願いしている。</p> <p>また、当日に金融機関への預け入れができない場合は、収入伺の決裁を受け、現金出納簿で管理することとした。</p>
10.-(8)-3-① 模試会計の年度末残高【監査意見】(報告書 98 ページ)	
<p>この会計は模擬試験の代金を徴収するための会計である。模擬試験代は、保護者・生徒の選択により利用するための費用であり実績に応じて精算・返還を行う会計なので、卒業時には残金について精算し保護者等に返還することになるが、精算がされておらず平成 23 年度末の残高は 2,012 千円となっている。</p> <p>速やかに生徒個人ごとの精算額を算出できるような管理を開始し、3 年生が卒業する際には確実に精算することが必要である。</p>	<p>模擬試験は保護者会が主催して実施しているが、学校を会場として実施した場合、模擬試験代は、監督料、傷害保険料などの事務手数料相当分を除いた額が業者から請求があり、支払っている。</p> <p>今回の残金は、生徒との精算を終えた後の事務手数料相当分が残っていたものである。</p> <p>今後は、毎年度、保護者会が管理する進路指導会計へ繰り入れ、生徒に直接還元される、例えば進路対策や学力向上等につながる事業に充てるよう保護者会と協議していきたい。</p>
10.-(9)-3-① 進路事務人件費【監査意見】(報告書 98 ページ)	
<p>進路指導助手の給与手当等が進路指導費会計から支出されている。</p> <p>唐津東高校の進路指導助手の行う業務は佐賀北高校と同様である。業務内容を明確にするなどの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>
11.-3)-① 個人所有の USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 100 ページ)	

監査結果及び意見	措置の内容
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、個人所有のUSBメモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内LANの整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
11-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書100ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきであり、ICT支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とは雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成25年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていきたい。</p>
11-3)-③ 学習指導要録の保存メディア【監査意見】(報告書101ページ)	
<p>唐津東高校では、電子化したデータをUSBメモリに保管し紙の指導要録とともに、金庫で保管している。しかし、USBメモリに保存されたデータは、長期間適切に保管していたとしても電氣的に消失する可能性があるため、重要なデータを長期に保存するための媒体としては危険性があると言われている。</p> <p>紙の資料も一緒に保存しているので情報が無くなる危険性は低いと考えられる。USBメモリにデータ保存しておくのは、将来データを検索し出力することに備えるためであるが、上記の危険性を考えると、一般的にUSBメモリより保存期間が長いとされているDVDなどの利用が望ましい。</p>	<p>平成23年度の1年生から指導要録をパソコンで作成している。作成に当たっては、複数の教員が関係することから、事務の効率化を図るためにUSBメモリを利用している。</p> <p>なお、2年間の履修が終了し、完成した指導要録については、紙で保存しているところである。</p>
III 佐賀県立伊万里高等学校	
5.-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書105ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できた。伊万里高校では、現品照合を実施する際にいつ誰が照合を実施したのか、備品が今後も使用可能か等に関する実施者の判断を記載した書類を作成するという望ましい現物照合が行われている。しかし、この書類に不良との記載があるにもかかわらず廃棄処分等の手続きが行われていない備品が見受けられた。</p> <p>せっかく備品に関する情報が現物照合により明確になるという望ましい現物照合が実施されているので、備品の管理に必要な情報を当該書類に正確に書き込むことを実施者全員に徹底すべきであり、不良と記載のある備品についてはその現状を確認し、廃棄や有効利用のための手続きを速やかに取ることが望ましい。</p>	<p>「不良」と判定された備品については、事務担当で現品を再度調査し、使用可能かどうか、修理可能かどうかを一品ごとに確認することとしており、真に「修理不能、使用不能」と考えられるものについては平成23年度末には、予算の範囲内ではほぼ全てを処分した。</p> <p>平成24年度現物照合の結果を基に当時「不良」と判断された備品についても、改めて事務担当者による現物確認を実施し、真に「使用不能・修理不能」の備品については、今年度中に確実に廃棄手続きを完了していく。</p> <p>また、備品の管理シールについては、備品の現物確認の際に全備品について改めて調査を行い、改善していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり、剥がれかかっているものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認しメモしておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	
<p>6.-3)-① 薬品庫の換気について【監査意見】(報告書 106 ページ)</p>	
<p>伊万里高校の薬品庫の換気設備は足元あたりのみしか換気しか出来ない構造になっている。薬品の中には気化して危険なものもあるため、速やかに十分な換気設備を設置すべきである。</p>	<p>学校薬剤師などの専門家の指導を仰ぎながら早急に換気設備を増設することとしたい。</p>
<p>6.-3)-② 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 107 ページ)</p>	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見似て記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-① 進路指導助手の給与手当等【監査意見】(報告書 110 ページ)</p>	
<p>進路指導助手の給与手当等が進路指導費会計から支出されている。</p> <p>伊万里高校の進路指導助手の行う業務は佐賀北高校と同様である。業務内容を明確にするなどの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-② 進路指導助手に対する退職金積立【監査意見】(報告書 111 ページ)</p>	
<p>進路指導助手の退職金に充てるため毎年 40 千円が積立てられており、運営費の「諸費支出」に計上されている。この諸費支出は後援会の外部に支出されるものではなく、将来の退職金支払いのために内部積立されているものであるが、退職積立金残高が後援会 費会計の決算報告に計上されていない。</p> <p>毎年 40 千円の積立金は、運営費の「諸費支出」として処理すべきではなく、「特別会計への繰出金」として処理し、退職積立金残高(824 千円)も特別会計として後援会費会計の決算報告資料に計上すべきである。</p>	<p>今後は、退職金積立について、後援会の特別会計としての位置づけを行い、監査の受検はもとより、後援会の総会においても報告を行うよう、また、毎年 40 千円の積立金は、後援会会計から特別会計への繰出金として処理するよう後援会と協議していきたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-③ 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】(報告書 111 ページ)</p>	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が後援会費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担する事が望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導な</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	<p>どの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
10.-(1)-3)-④ 後援会費会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 111 ページ)	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、伊万里高校が後援会の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
11.3)-① 個人所有のパソコン及び USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 115 ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、個人所有のパソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきであると考えます。</p>	<p>校務用パソコン及び校内LANの整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
11.3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 115 ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取り扱いに関する文書を取り交わすべきであり、ICT 支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とが雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成25年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行ってほしい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
IV 佐賀県立三養基高等学校	
4-(1)-2)-① 期末近くの購入について【監査意見】(報告書 120 ページ)	
平成 23 年度の需用費支出実績を月次で見ると、期末の平成 24 年 2 月、3 月に多く支出されている。(通常月の約 2 倍) 消耗品等は計画的に購入することが望まれる。	今後は、光熱水費・消耗品等の年間計画をより精査し、適正な予算執行に努めていきたい。
5-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書 120 ページ)	
備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できた。管理状況も良好であったが、使用されていない備品が見受けられた。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。 また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっているものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認しメモしておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。	直ちに備品シールの貼り替えを行った。 今後は、備品の現物照合時に使用状況や備品シールの状態についても確認し、適正な備品管理に努めていきたい。
6-3)-① 定期的な数量と管理簿等の照合について【監査意見】(報告書 121 ページ)	
三養基高校の薬品管理は大変適切に実施されているが、定期的な数量と管理簿の照合は年に 1 回(年度末に実施)であった。佐賀県教育センターによる「安全な理科実験・観察ハンドブック」によれば、毒物及び劇薬の現物照合は年に 2 回実施することが推奨されている。毒物及び劇薬については、年に 2 回の現物照合の実施が望ましい。	佐賀県教育センターによる「安全な理科実験・観察ハンドブック」に基づき、毒物及び劇薬の現物照合を年 2 回実施していきたい。
6-3)-② 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 121 ページ)	
第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。	薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。
7-3)-① 蔵書点検の実施について【監査意見】(報告書 122 ページ)	
上記のとおり、蔵書点検は平成 22 年度に実施されたが平成 23 年度は実施されていない。蔵書点検に必要な時間と人手が確保できなかったためとのことであったが、学校図書館に蔵書される図書は、学校図書館に有用と判断されて県費で購入された教育用の財産であるため、年に 1 回は蔵書点検を実施すべきである。	担当の司書を中心に蔵書点検や除籍処理を毎年度定期的実施し、図書の適正管理に努めていきたい。
10-(1)-3)-① 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】(報告書 125 ページ)	

監査結果及び意見	措置の内容
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が PTA 費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担する事が望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-② 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 126 ページ)</p>	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、三養基高校が後援会の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
<p>10.-(2)-3)-① 部活動・合宿指導費として支払う日当について【監査結果】(報告書 126 ページ)</p>	
<p>部活動及び合宿については、本校の担当教員が生徒に対して指導を行っており、それに対して年に 2 回、指導時間に応じた手当が支払われている。教育公務員が兼業を行う場合には兼業承認申請書を提出する必要があるが、当該指導手当に関しては承認申請書が提出されていない。速やかに兼業承認申請書を提出し承認を得る必要がある。</p> <p>また、当該指導手当については源泉徴収がなされていない。</p>	<p>平成 24 年度から教職員課に対し承認申請書は提出していたが、源泉徴収は行なっていなかったため、直ちに源泉徴収の事務処理を行った。</p> <p>今後は、適正に事務処理を行っていく。</p> <p>なお、所得税の確定申告は行われている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
源泉徴収を実施する必要がある。	
10.-(3)-3-① 県外派遣費特別会計の余剰資金【監査意見】(報告書 127 ページ)	
<p>県外派遣費特別会計の平成 23 年度末の資金残高は 7,697 千円となっている。</p> <p>全国大会に出場してトーナメントを上位に勝ち進んだ場合に要する遠征費など、臨時的に多額に係る支出に充てるために設けられた会計であるが、どの程度の金額が今後の予定のために必要かにつき確認したところ、特に金額的な基準を設定してはいないとのことであった。</p> <p>今後のために一定額を準備することは保護者の同意の下に認められうると考えるが、そうであればどの程度までが合理的であるかについて保護者に説明できるようにしておくべきである。</p> <p>例えば、過去の実績や「1 回当たりの遠征費×年間遠征予定回数×見込み年数」により見積って合理的で説明可能な残高を設定し、余剰資金はクラブ振興費会計に戻すか、同会計から部活に必要な物品の購入に充てるなどを検討することが望ましい。</p>	<p>どの程度の額を準備金として確保しておく必要があるか検証し、PTA に提案し検討を行いたい。</p> <p>また、余剰金の活用についても PTA と協議していききたい。</p>
10.-(6)-3-① 徴収する会費の検討について【監査意見】(報告書 129 ページ)	
<p>空調設備会計と空調設備特別会計の平成 23 年度末の資金残高は、合計で 20,111 千円となっている。</p> <p>今回のエアコン設備更新の準備のために積立てた結果でありもう十分に貯まっているようであるが、毎月 700 円は徴収されている。エアコン設備の更新時期や必要金額等について保護者に説明し、徴収している金額の根拠についても検討すべきではないかと考える。</p>	<p>現在、普通教室等の改築中であり、竣工に併せてエアコン設備の更新を予定しており、積立金から 20,000 千円を支出予定と聞いている。</p> <p>今後の徴収金額については、エアコンのランニングコストや次の設備更新時期等を考慮し、PTA と協議していききたい。</p>
10.-(7)-3-① PTA 総会での決算報告について【監査意見】(報告書 130 ページ)	
<p>進路指導部会計は PTA 総会にて報告されていないので、PTA 総会にて報告することが望ましい。</p>	<p>毎年 5 月の PTA 総会で会計報告を行うか、又は年度末に全保護者に対し会計報告書を配布することとした。</p>
10.-(7)-3-② 進路指導部会計の年度末残高について【監査意見】(報告書 130 ページ)	
<p>この会計は模擬試験の代金を徴収するための会計である。模擬試験代は、保護者・生徒の選択により利用するための費用であり、実績に応じて精算・返還を行う会計なので、卒業時には残金について精算し保護者等に返還することになるが、精算がされておらず、平成 23 年度末の残高は 840 千円となっている。速やかに生徒個人ごとの精算額を算出できるような管理を</p>	<p>模擬試験は保護者会が主催して実施しているが、学校を会場として実施した場合、模擬試験代は、監督料、傷害保険料などの事務手数料相当分を除いた額が業者から請求があり、支払っている。</p> <p>今回の残金は、生徒との精算を終えた後の事務手数料相当分が残っていたものである。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>行い、3年生が卒業する際には確実に精算する必要がある。</p>	<p>今後は、毎年度、保護者が管理する進路指導会計へ繰り入れ、生徒に直接還元される、例えば進路対策や学力向上等につながる事業に充てるよう保護者と協議していきたい。</p>
<p>10.-(8)-3)-① PTA 総会での決算報告について【監査意見】(報告書 130 ページ)</p>	
<p>進路指導充実費会計は PTA 総会にて報告されていないので、PTA 総会にて報告することが望ましい。</p>	<p>毎年5月のPTA総会で会計報告を行うか、又は年度末に全保護者に対し会計報告書を配布することとした。</p>
<p>10.-(8)-3)-② 進路指導助手の人件費について【監査意見】(報告書 131 ページ)</p>	
<p>進路指導助手の給与手当等が進路指導充実費会計から支出されている。</p> <p>三養基高校の進路指導助手の行う業務は佐賀北高校と同様である。業務内容を明確にするなどの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>
<p>11.-3)-① エアコンについて【監査意見】(報告書 132 ページ)</p>	
<p>サーバ室にはエアコンが設置されているが、9月中旬に往査した際にはスイッチが入っていなかった。サーバは熱に弱いと言われ、サーバ室内の温度調節を行わないと、故障によりデータ消失のリスクが高くなる。</p> <p>特に夏場はエアコンを稼働させて、サーバのデータ消失のリスクを低減させる必要がある。</p>	<p>今後は、エアコンによる温度管理を徹底していきたい。</p>
<p>11.-3)-② 個人所有パソコンの使用について【監査結果】(報告書 133 ページ)</p>	
<p>個人所有のパソコン使用は原則として禁止されているが、「個人所有のパソコン・記録媒体の執務室での使用管理簿」で申請し許可を得た場合は使用することができる。この「個人所有のパソコン・記録媒体の執務室での使用管理簿」を通査したところ、使用期間を4月1日から3月31日と記載されているものがあった。</p> <p>個人所有のパソコンに今まで作成した教材等が入っているためとのことであるが、このような申請は個人所有のパソコンを学校内で自由に使用することを認めているのと同じである。</p> <p>個人所有パソコンの使用は原則として禁止すべきであり、例外的に認めざるを得ない場合は、その都度、「個人所有のパソコン・記録媒体の執務室での使用管理簿」による申請と承認という方法を厳守すべきである。</p> <p>なお、下記③のとおり、個人所有のパソコンの使用は禁止すべきである。</p>	<p>校務用パソコン及び校内LANの整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
11.-3)-④ 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 133 ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきであり、ICT 支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とが雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成25年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていききたい。</p>
V 佐賀県立佐賀農業高等学校	
5.-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書 138 ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できた。学校では、備品一覧表を担当者毎(場所単位)に区分したリストを担当者に配布して現物照合を行っているため、正確な現物照合が出来ていると思われる。</p> <p>しかし、この書類に使用不可との記載があるにもかかわらず、廃棄処分等の手続きが行われていない備品が見受けられた。現物照合は適切に実施されているので、照合結果については必ず検討し廃棄処分や有効利用の手続き等の適切な処理を速やかに実施することが望ましい。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認しメモしておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>事務担当者で状況を確認し、廃棄すべき備品については、廃棄手続きをする。</p> <p>また、備品の現物照合時には現状確認と併せて備品シールの状況も確認のうえ、貼り替えるなど適正な事務処理に努めていききたい。</p>
5.-2)-② 備品の名称について【監査意見】(報告書 139 ページ)	
<p>管理簿には「土木工学ハンドブック」と記載されていた図書は、実際の書名は「第四版土木工学ハンドブックⅠ、Ⅱ」の2冊で一式となっていた。また、品名「タンク・容器」、摘要には「たて型円筒型」と記載されていた備品は、実際は、高さ1～1.5メートル、かめ風の直径1メートル弱の容器であり、現物と照合する際に品名と摘要だけでは判明しにくいものがあった。</p> <p>備品を管理するに当たっては、現物と照合しやすい名称をつけるように気を付ける事や、品名から現物を連想しにくい備品等の場合は写真を撮っておいたり摘要欄に分かりやすい規格等を記載したりする等の工夫をすることが望ましい。</p>	<p>現物を連想しやすい品名をつけるなどの工夫を行い、効率的な備品管理に努めていききたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容						
6.-3)-① 農薬の管理について【監査結果】（報告書 139 ページ）							
<p>佐賀農業高校の農薬は倉庫に設置された保管庫に保管されており、農薬の使用の都度生産実習管理システム（以下、管理システムという。）に残量を入力することにより、残量を管理している。農薬管理記録簿（以下、管理簿という。）は管理システムから出力される帳票であり、管理簿と現品の数量は一致していなければならない。</p> <p>農薬の数量を数点確認したところ、以下の不一致が生じていた。</p> <table border="1" data-bbox="159 672 718 761"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>管理簿日付及び数量</th> <th>確認日及び数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダニサラバ</td> <td>H24. 4. 1 440g</td> <td>H24. 11. 8 250g</td> </tr> </tbody> </table> <p>佐賀農業高校では、農薬の保管リスクを少なくするために必要な農薬を1個ずつしか購入しないなどの取り組みを行っているが、上記は単純な管理システムへの入力漏れではないかとのことであった。今後はこのような不一致が生じないように管理を行うことが望まれる。</p> <p>農薬を使用するのは朝が多く、管理システムの入力は農業実習等の終了後になることが多いため、農薬の検量から管理システムへの入力までに時間が空いてしまうことや、検量を行う場所と管理システムの端末コンピュータがある事務室が離れているということから、担当者が検量したその時に、その場所で、管理システムへの入力が出来にくい状況になっている。担当者は使用の都度メモ等を作り、これで管理システムに入力しているとのことだが、この方法では十分ではない。</p> <p>保管庫に使用簿を置いておき、使用者、使用日、使用農薬名及び残量をその都度記録し、管理システムにはこの使用簿に基づいて入力するような方法を検討すべきである。</p> <p>また、管理システムの年度更新時には管理簿数量と現品の照合を実施しているとのことであったが、実施していることを確認できる書類は残っていない。いつ、誰が実施したのか、その結果過不足があったのか、なかったのか等に関する資料を残し、過不足が生じていたなら管理簿データを実際在高へ修正する等についても、後日確認できる資料を残すことが望ましい。</p>	品 目	管理簿日付及び数量	確認日及び数量	ダニサラバ	H24. 4. 1 440g	H24. 11. 8 250g	<p>保管庫に管理簿の補助簿を整備するとともに、全農薬について管理簿と農薬保管量の突合を実施した。</p> <p>今後は、年度更新時に照合した記録について、結果を残すなど適正な農薬管理に努めていきたい。</p>
品 目	管理簿日付及び数量	確認日及び数量					
ダニサラバ	H24. 4. 1 440g	H24. 11. 8 250g					
6.-3)-② 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】（報告書 140 ページ）							
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい</p>						

監査結果及び意見	措置の内容
	い。
7.-3)-① 購入する図書の選定について【監査意見】(報告書 141 ページ)	
<p>購入する図書は、主に学校図書館に備え付けのリクエスト受付簿を参考にして図書係りの教員と司書が相談して決定することであるが、結果としてリクエスト受付簿に記載の図書が多く購入される傾向にある。</p> <p>生徒の活字離れを少しでも解消するためには生徒が読みたい本を購入することも工夫の一つだと思うが、読ませたい本や学校図書館に置く図書という視点をもっと必要ではないかと考える。</p>	<p>生徒の図書館利用を促進するため、生徒が希望する図書を多く購入しているが、今後は図書館部と国語科などで協議し、もっと広い視点で購入図書を選定していきたい。</p>
10.-(1)-3)-① 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】(報告書 144 ページ)	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が PTA 費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担する事が望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
10.-(1)-3)-② 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 144 ページ)	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、佐賀農業高校が PTA の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
<p>10.-(3)-3)-① 進路指導助手の給与手当等【監査意見】(報告書 146 ページ)</p>	
<p>進路指導助手の給与手当等が進路指導費会計から支出されている。</p> <p>佐賀農業高校では就職する生徒が多いことから、進路助手の業務内容は、PTA が行う事業運営や私費会計の管理だけではなく、求人票の整理及び掲示、願書の整理及び発送などの進路指導業務の補助も実施している。</p> <p>この補助業務は進路指導員の教員の事務負担を軽減するための業務であり、本来は学校の教職員が行うべき業務であるため、教職員の職務分担等を改善して進路助手の公務への従事を無くすような検討を行うことが必要である。</p> <p>また、進路助手は公務を行わないということを、進路助手と後援会との雇用契約や学校と後援会との念書において明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>
<p>11.-3)-① 個人所有のパソコン及びUSBメモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 147 ページ)</p>	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、個人所有パソコン及びUSBメモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内LANの整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
<p>11.-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 147 ページ)</p>	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきであり、ICT支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とが雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成25年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていきたい。</p>
<p>VI 佐賀県立佐賀工業高等学校</p>	
<p>5.-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書 154 ページ)</p>	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果全て照合できたが、照合の実施方法は十分ではなく検討する必要がある。</p> <p>佐賀工業高校では、平成23年度から物品担当の事務職員が備品の所在場所を担当する教員に聞きながら現物と管理簿の</p>	<p>備品の状況、使用の見込み、修理必要の有無、保管場所、ラベルの状況等の欄を設けた「備品確認リスト」を作成するとともに、各科の主任を責任者とし、実際に照合にあたった教員、実習助手の名前も記入することとしたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>照合を行っているが、監査時に行った現物照合では、実際に備品がある場所と管理簿に記載の場所に不一致のあるケースがあり、照合に時間を要した備品もあった。備品の管理をしている教員が誤って現物照合を行い、事務職員はその教員を信じて照合していたということであるが、このようなやり方では十分な確認ができていないとは言えない。</p> <p>今後は現場の備品管理責任者を明確にするとともに、その責任者に、担当する備品確認リストを配布して、責任者による確実な現物確認を行う等の方法を検討する必要があると考える。</p> <p>また、使用されていない備品や管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものが見受けられた。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。管理シールの状態についても確認してメンテナンスが必要なものは記録しておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>また、調査後に使用見込みのない部品、廃棄処分が必要な備品については、再度、事務担当者が調査・確認を行うこととしたい。</p> <p>さらに、不備のある備品札についても確認を行い、適切な事務処理に努めていきたい。</p>
10.-(1)-3)-① 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】（報告書 159 ページ）	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が教育後援会会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明す</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	ることとしたい。
10.-(1)-3)-② 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 159 ページ)	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、佐賀工業高校が後援会の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする。」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
10.-(5)-3)-① 支出項目の事前報告の説明について【監査意見】(報告書 162 ページ)	
<p>卒業積立金として卒業アルバム購入代金と同窓会入会金及び同窓会会費を徴収しているが、同窓会入会金と同窓会会費が含まれていることは保護者に事前に報告されていない。決算でこれらを徴収していることが説明されるが、内容の説明等は事前に行うようにすることが望ましい。</p>	<p>今後は、合格者登校日に実施している説明会の中で、同窓会入会金及び同窓会会費についても説明を行うこととしたい。</p>
10.-(5)-3)-② PTA 総会での決算報告について【監査意見】(報告書 162 ページ)	
<p>卒業積立金会計は、生徒の卒業後に決算がなされており保護者に報告されていない。</p> <p>なるべく早く決算を行い、保護者に報告する必要がある。</p>	<p>今後は、卒業前までに保護者に決算報告を行うこととしたい。</p>
10.-(6)-3)-① 進路指導助手の人件費について【監査意見】(報告書 162 ページ)	
<p>進路指導助手の給与手当等が進路指導費会計から支出されている。</p> <p>佐賀工業高校の進路指導助手の業務内容は佐賀農業高校の記載と概ね同様であり、業務内容を明確にするなどの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>
11.-3)-① 個人所有のパソコン及び USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 165 ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、個人所有パソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきと考える。</p> <p>なお、現在学校では、個人所有の USB メモリ使用につき口頭で申請、許可されている場合がある。原則として個人所有の USB メモリの使用は禁止すべきと考えるが、現状では「個人所有のパソコン・記録媒体の執務室での使用等管理簿」に申請し、許可を得る必要がある。</p>	<p>校務用パソコン及び校内 LAN の整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
11.-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 166 ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載していると</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とが</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>おり、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきであり、ICT 支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成25年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていききたい。</p>
<p>VII 佐賀県立佐賀商業高等学校</p>	
<p>5.2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書172ページ)</p>	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できたが、現物照合の実施方法は検討する必要がある。</p> <p>佐賀商業高校では、実施した現物照合に関する記録(いつ誰がどのようにして行い、実施した結果はどのようなであったか等)が残っていなかった。現物照合時の資料は備品の有無を確認するだけでなく、その時点での備品の状況を把握し、今後の使用見込みを検討して、有効利用や廃棄等の必要な手続きを行う判断の基礎が記載されるべき資料であり、備品管理において重要な資料である。現物照合時の資料を作成し、今後の備品管理のために保存、活用すべきである。</p> <p>また、備品の管理責任者を決めて、現物照合時には責任者ごとに備品リストを出力し、その責任者に責任を持って現物照合を実施させて、備品リストに必要な情報を記入させるというやり方を実施することを検討すべきである。</p> <p>監査時の現物照合では、既に使用されていないと思われる備品が見受けられたが、一方で理科室保管のデジタルビデオカメラ(ソニー製DCR-PC5)については、まだ使えるものの既に購入している新しいビデオカメラを使用しているため現在では使用していないというものもあった。このビデオカメラについては、その状況を確認し、速やかに有効利用の手続きを検討すべきである。</p> <p>また、このような状況を回避するためにも、現物照合時にはそれぞれの備品の状態を確認し、検討できるような資料を作成すべきである。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものもあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認し記録して</p>	<p>備品管理については、備品管理者、備品・品札の状況、使用見込み、使用状況、有効利用や廃棄等の情報を確認できる様式を定め、毎年定期的に現物照合を行い、適正な備品管理にあたることとしたい。</p> <p>なお、理科室保管のデジタルビデオカメラ(ソニー製DCR-PC5)については、校内で供用の希望をとり、有効活用を行うこととしたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
おき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。	
6.-3)-① 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 173 ページ)	
第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。	薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。
7.-3)-① 蔵書点検の実施について【監査意見】(報告書 173 ページ)	
蔵書点検は、1～2年に1回の実施となっている。5万円以上の備品は、管理すべき県有の財産として毎年現品照合をしなければならないことになっている。図書の管理についてはこのような規則はないが、教育用財産である図書については金額基準にとらわれることなく、毎年蔵書点検を行うべきである。	今後は、蔵書点検や除籍処理について、担当の司書を中心に毎年度定期的実施し、図書の適正管理に努めていきたい。
10.-(1)-3)-① 進路指導助手の給与手当等について【監査意見】(報告書 177 ページ)	
<p>進路指導助手の給与手当等が後援会費会計から支出されている。</p> <p>佐賀商業高校の進路指導助手の業務内容は佐賀農業高校の記載と概ね同様であり、業務内容を明確にするなどの検討を行うことが望ましい。</p>	進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。
10.-(1)-3)-② 進路指導助手の給与等に係る処理について【監査意見】(報告書 177 ページ)	
<p>後援会では進路指導助手として1名雇用している。また、進路指導費に係る会計は後援会費会計とは別に特別会計を設定している(後述の進路指導費会計)。進路指導助手に対する給与手当は、後援会費会計と進路指導費会計からそれぞれ1,000千円ずつ給与支給口通帳(簿外処理になっている通帳)に支出され、給与支給口通帳から進路指導助手に対する給与や社会保険料を支払っている。給与支給口通帳の平成24年3月末残高は428千円である。</p> <p>進路指導助手の主な業務内容は進路関係の資料整理であり、後援会の本会計に関する業務は行っていない。それぞれの会計で進路指導助手に対する給与支払金として予算・決算の承認は受けているものの、進路指導費会計として特別会計を設けているため、後援会費会計と進路指導費会計のそれぞれから人件費が支出されているが、好ましくない。進路指導費会計から全額を支出して会計処理の透明性を図るべきである。</p> <p>その結果、進路指導費会計の収入が不足する場合は、後援会費会計からの支出を人件費支出ではなく進路指導費会計への</p>	ご指摘のとおり、関係口座が3口座となり、事務処理上分かりにくいとため、口座の統廃合について、委託元の後援会と協議していきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
<p>繰出金支出として処理する方法、又は後援会費と進路指導費の会費負担割合を見直す方法により進路指導費会計の収入不足を解消することが考えられる。また、進路指導助手に対する給与支払用として簿外の給与支給口通帳を利用しているが、進路指導助手に対する支払いを進路指導費会計に一本化することで給与支給口通帳が不要となるため、給与支給口通帳の残高を進路指導費会計に戻入れて、簿外の通帳を廃止することが望ましい。</p>	
<p>10.-(1)-3-③ 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】（報告書 178 ページ）</p>	
<p>佐賀県高等学校長協会の会費及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が後援会費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
<p>10.-(1)-3-④ 後援会費会計の預金通帳名義について【監査意見】（報告書 178 ページ）</p>	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、佐賀商業高校が後援会の会計処理の代行（事務受託）を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にし</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	ている。
10.-(3)-3-① 進路指導助手の給与手当等【監査意見】(報告書 179 ページ)	
(1) 後援会費会計 3) ②に記載のとおり、明瞭な会計処理を行うために通帳の一本化を検討することが望ましい。	ご指摘のとおり、関係口座が3口座となり、事務処理上分かりにくいとため、口座の統廃合について、委託元の後援会と協議していきたい。
10.-(4)-3-① 後援会総会での決算報告【監査意見】(報告書 180 ページ)	
<p>定時制給食費会計の平成 23 年度決算は後援会総会において報告されていない。定時制給食費会計では、決算報告書の基礎となる月別の収支明細は作成されているが、決算報告書そのものが作成されておらず、監査の対象にもなっていない。決算日ごとに決算報告書を作成し、監査を受けた後で後援会総会にて報告することが望ましい。</p> <p>給食費は受益者負担が適当と考えられる経費として徴収されるものであるため、基本的に1年間での収支均衡を前提として考えられるが、剰余金が生じている。受益者負担が適当と考えられる経費として徴収されるため、年度末に剰余金が発生している場合は受益者に返還することが原則となるが、佐賀商業高校定時制では過去数年にわたって剰余金の精算が行われていなかったため、剰余金を返還する生徒が確定できていない。保護者の了解を得て、過去の剰余金を他会計に寄付する又は給食費特別会計に繰入れるなど過年度の剰余金を精算し、今後発生する剰余金を明確化して生徒への返還等が可能な状態にしておく必要がある。</p>	<p>給食費は、受益者負担として1年間での収支均衡を前提として徴収しているが、納入状況の変動が大きく、また、過年度分の給食費納入もあるため剰余金が発生している。過去の剰余金及び今後発生が想定される剰余金について、後援会総会において決算報告を行い、保護者の了解が得られれば、生徒に直接還元できるよう後援会会計に繰り入れ精算することとしたい。</p>
10.-(5)-3-① 後援会総会での決算報告等について【監査意見】(報告書 180 ページ)	
<p>特課補習費会計の決算が後援会総会において報告されていない。</p> <p>特課補習費は一括納付金で徴収している高校(主に普通科の高校)と必要な都度徴収している学校(主に実業科の学校)があるが、特課補習費は受益者負担が適当と考えられる経費として徴収されるものであるため、年度末に剰余金がある場合は受益者に返還することが原則となる。佐賀商業高校では特課補習費会計につき、後援会の監査時に書類や通帳等を後援会の役員に確認してもらっているが決算書の作成と保護者への決算報告が行われていない。また、剰余金の返金が行われていなかった。</p> <p>特課補習費の主な支出は教材費及び指導教諭の人件費であるため、特課補習の受講者数に関わらず一定額の固定費支出が</p>	<p>特課受講者は、年度により増減しているが、指導教諭の手当については、受講者数に関わらず一定額を支出している。これは、年度によって予算額に不足が生じることがあるため、後援会役員の下承を得て剰余金で調整していた。</p> <p>今後は、後援会総会において決算報告を行うとともに、剰余金の繰越処理についても同意を得ることとしたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>発生する。</p> <p>特課補習は希望者のみを対象としている。普通科の生徒はほぼ全員が特課補習を受講しているが、実業科の生徒は部活動との関係もあり年度によって受講者が増減する傾向にある。普通科高校のように、ほぼ全員が受講する場合は生徒一人当たりの特課補習費の金額を予想することができるが、実業科の場合は受講者数を予想することが困難である。また、年度によって特課補習の受講者数が大幅に増減する場合は、生徒一人当たりの特課補習費の金額が年度によって増減する結果となってしまう。佐賀商業高校では生徒一人当たりの特課補習費の金額を一定額としているため、年度によって受講者数が大幅に増減すれば、特課補習費会計の単年度収支に過不足が発生する結果となっている。</p> <p>受益者負担が原則であるはずだが、年度によって一人当たりの特課補習費の金額が大幅に増減することも不合理であるため、毎年決算を行い、保護者の理解を得て次年度繰越しを行うなどの工夫も必要になってくると考えられる。上記のとおり当会計に対する後援会役員による確認はあるものの、保護者の同意なく（決算報告なく）次年度繰越しを行っている状態であるため、決算報告を行い、剰余金の繰越し処理について保護者の合意を得る必要がある。</p>	
<p>11.-3)-① 校内 LAN への接続設定について（全日制）【監査結果】（報告書 183 ページ）</p>	
<p>現場視察の際、理科準備室のデスクトップパソコンが校内 LAN に接続されていたが、このパソコンは管理台帳に記載されていなかった。</p> <p>平成 22 年度に入れ替えた理科担当者のパソコンに不具合が生じたため、このデスクトップパソコンを校内 LAN に接続できるような設定が行われている。当時の情報管理の担当教員は承認済みだったはずとのことだが、設定は ICT 支援員が行ったのかパソコンの納入業者に依頼したのかについては確認できなかった。また、このことは管理台帳に記載されないままとなっており、平成 24 年度から情報担当になった教員はこのことを知らないままになっていた。</p> <p>デスクトップパソコンを校内 LAN に接続することにつき、現場責任者である教頭が承認した書類を残し、管理台帳に記入し、不具合が生じていたパソコンを修理した後はデスクトップパソコンの接続を解除するという手続きを行うべきであった</p>	<p>異動等がある場合には、その都度管理簿に確実に記載させるなど、情報管理体制が良好に機能する体制作りに努めていきたい。</p> <p>また、ハードロッキー 1 本の所在不明については、引き続き調査を続けるとともに、職員全員に厳重注意し管理意識を高めていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>し、このことについてきちんと申し送りをしていなければならなかった。</p> <p>また、ハードロッキーの現品照合の結果、1本だけ照合ができていない。申し送り及び情報管理に対する意識が不十分であったと言わざるを得ない。情報管理への意識を徹底すべきである。</p>	
11.-3)-② 個人所有のパソコン及びUSBメモリの使用禁止について【監査意見】(報告書184ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、個人所有パソコン及びUSBメモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内LANの整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
11.-3)-③ 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書184ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきであり、ICT支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とは雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成25年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていきたい。</p>
VIII 佐賀県立牛津高等学校	
3.-(1)-2)-① 見積り合わせに参加する業者の選定手続きについて【監査意見】(報告書188ページ)	
<p>平成23年2月に実施された見積り合わせによる随意契約取引において、見積り合わせに参加する業者の決定は、一定の参加基準を満たした県の取引業者一覧表のなかから担当者が数社を選定し、それらの業者から見積り書の提出を受けて取引業者を決定されているが、選定された業者の選定理由が示されていないものがあった。</p> <p>実際には、県の取引業者名簿から過去の実績や他課への問い合わせの回答等を参考にしながら決定しているが、業者選定の公正性を確保し、選定過程の透明性を確保するために、業者を選定した理由を文書にて残すべきであると考えます。</p>	<p>見積り合せによる随意契約の手続きは、佐賀県財務規則で定める手続きで行っているため、特段問題ないと考える。</p>
5.-2)-① 備品の現品照合について【監査意見】(報告書189ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した備品と現物を照合した結果、全て照合できた。備品の管理状況は良好であったが、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっているもの、剥がれかかっているものがあり、照合が難しいと思われるものがあった。これらについては</p>	<p>対象の備品シールの貼り替えを完了した。</p> <p>今後、このような備品シールを発見した場合は、その都度張り替えるとともに、事務担当者へ知らせるよう職員に周知していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>現物照合時に記録しておく、忘れないうちに管理シートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	
<p>6.-3)-① 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 190 ページ)</p>	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。</p>
<p>7.-3)-① 蔵書点検及び除籍処理について【監査意見】(報告書 191 ページ)</p>	
<p>2) 図書管理の状況に記載のとおり、前年度以前の図書の管理は十分とはいえない状況であった。当年度に実施中の蔵書点検や除籍処理は順調に実施中とのことであるが、今後は継続的に実施すべきである。</p>	<p>今後は、蔵書点検や除籍処理について、担当の司書を中心に毎年度定期的実施し、図書の適正管理に努めていきたい。</p>
<p>7.-3)-② 紛失等した図書の処理について【監査意見】(報告書 191 ページ)</p>	
<p>2) 図書管理の状況に記載のとおり、紛失等により未返却となった図書については生徒への請求を行っていない。図書を紛失等した場合の責任が生徒あることは当然のことであり、その図書が県費により購入されたものであることを考えると、当該図書につき本人に請求を行うことは当然であると考え。同様の場合に生徒への請求を行っている高校も多く、今後は図書を紛失等した生徒へ請求することを検討すべきである。</p>	<p>本校図書館の利用規定では、「資料の紛失、汚損等の場合は、現物または時価に相当する代金の弁償を求めるところもある」と明記されていることから、この規定に基づき適正に対応したい。また、保護者に対しては、PTA 総会等で生徒の図書館利用の啓発を行う際に、注意点として利用規定についても説明し保護者の理解も求めている。</p>
<p>10.-(1)-3)-① 領収書が添付されていない支出伺書【監査意見】(報告書 194 ページ)</p>	
<p>PTA 運営費/会議費に計上されている平成 24 年 1 月 10 日の PTA 本部役員会補助 24,700 円に関する支出について領収書が添付されていなかった。</p> <p>支出内容は事前に支出伺書により承認されているが、保護者への説明責任を考えると領収書は必ず添付しておく必要がある。</p>	<p>今後は、確実に領収書を添付するなど、適正な事務処理に努めていきたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-② 体育館通路マット購入代の PTA 負担について【監査意見】(報告書 195 ページ)</p>	
<p>平成 23 年度の決算報告書で、PTA 事業費/環境整備費に計上されている 142 千円は体育館通路マットの購入代である。体育館という教育上必要な施設に要する費用は PTA が負担すべきものではなく、県費で負担すべきである。</p>	<p>今回の体育館周辺通路マットについては、5 月の生徒会総会で要望があり、校内で確認・検討の結果、マットは適正な状態で整備されており、学校としては整備の必要はないと判断した。</p> <p>しかし、PTA としては生徒会の要望に応じてやりたいとの思いから PTA の判断で、PTA 事業費/環境整備費の予算で購入されたものである。</p> <p>今回の体育館通路マットの購入は、公費措置の標準を超えるものであり、また、PTA の判断で購入されたもの</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	であり、特段問題ないと考える。
10.-(1)-3)-③ 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】(報告書 195 ページ)	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が PTA 費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
10.-(1)-3)-④ 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 195 ページ)	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、牛津高校が PTA の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
10.-(3)-3)-① 部活動振興費基金会計の余剰資金について【監査意見】(報告書 196 ページ)	
<p>部活動振興費基金会計には資金残高が平成 23 年度末時点で 5,241 千円ある。同会計は全国大会に出場してトーナメントを上位に勝ち進んだ場合に要する遠征費など、臨時的に多額に生じる支出に充てるためのものであり、どの程度の準備残高が望ましいかについて確認したところ、特に設定していないと</p>	<p>PTA の役員会に提案のうえ検討をお願いする。</p> <p>なお、学校としても監査意見を参考に必要と考えられる準備残高を検討していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>のことであった。</p> <p>保護者に対する説明責任を果たすためには、例えば、過去の実績や「1 回当たりの遠征費×年間遠征予定回数×見込み年数」により見積って必要な残高を設定するなどの検討を行うことが必要であるとする。</p>	
10.-(5)-3)-① PTA 総会での決算報告について【監査意見】(報告書 198 ページ)	
<p>決算の報告は校長に報告されているが、PTA 総会において保護者へは報告されていない。進路指導費会計の会費も保護者が負担しているため、PTA 総会において報告されることが望ましい。</p>	<p>今後は、PTA 総会において決算報告を行っていきたい。</p>
10.-(5)-3)-② 進路指導助手の人件費について【監査意見】(報告書 198 ページ)	
<p>進路指導助手の給与手当等が進路指導費会計から支出されている。</p> <p>牛津高校の進路指導助手の業務内容は佐賀農業高校の記載と概ね同様であり、業務内容を明確にするなどの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>
10.-(6)-3)-① 授業に招いた外部講師に対する講師料・謝礼等及び調理器具の購入代金の PTA 負担について【監査意見】(報告書 199 ページ)	
<p>同窓会運営基金会計の平成 23 年度決算報告書で学校活性化費用 349 千円に計上されているものの中には、外部講師に対する講師料・謝礼及び交通費、調理器具の購入代金が含まれている。教育課程の実施に必要な費用は同窓会が負担すべきものではなく、県費で負担すべきである。</p>	<p>同窓会において、学力向上及び技術力向上を目的として学校活性化予算が組まれており、その目的に沿って予算を活用し、より質の高い授業を行っていたものである。</p> <p>学校においては、授業で使用する最低限の教材を準備しており、また、当校教員による授業を計画していたものであるが、調理器具の購入や外部講師の起用は、同窓会が要望したものであり、公費措置の標準を超えるものであることから、特段問題ないとする。</p>
10.-(6)-3)-② HP の保守管理料について【監査意見】(報告書 199 ページ)	
<p>学校ホームページの保守管理料である 63 千円を同窓会会計から支出している。学校のホームページの中に同窓会のホームページを掲載していることから同窓会会計で負担しているとのことであるが、ホームページに掲載される諸情報は学校に関することが多い。使用容量等の合理的な基準で県費と同窓会会計の負担割合を計算することを検討すべきである。</p>	<p>学校のホームページについては、これまで学校の職員により更新等を実施していたが、平成 22 年度に同窓会から同窓会のページを新たに作成したい旨の話があり、併せてホームページのリニューアルを同窓会会計の予算で実施されたものである。</p> <p>平成 23 年度については、新たにホームページを作成された同窓会で保守管理の予算を組まれ執行されている。</p> <p>これは同窓会が任意に協力してくれているものであり、現役の生徒たちの活躍を世間に広め、母校の名が有</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	名になるように、学校のHPを支援するというのは同窓会の本来の目的に合致するものであるため、特段問題ないと考える。
10.-(6)-3-③ PTA 総会での決算報告について【監査意見】(報告書 199 ページ)	
決算の報告は校長に報告されているが、PTA 総会において保護者へは報告されていない。進路指導費会計の会費も保護者が負担しているため、PTA 総会において報告されることが望ましい。	今後は、PTA 総会において決算報告を行っていきたい。
10.-(6)-3-④ 同窓会運営基金会計の予算書作成について【監査意見】(報告書 199 ページ)	
平成 24 年度の同窓会運営基金会計の予算書が作成されていない。収入は預金利息しかなく、支出が予定されていなくても、予算書を作成して保護者に報告をすることが必要である。	今後は、予算書を作成するとともにPTA 総会において報告を行っていきたい。
10.-(6)-3-⑤ 同窓会運営基金会計の余剰資金の使途【監査意見】(報告書 200 ページ)	
<p>同窓会運営基金会計の平成 23 年度末の資金残高は 30,431 千円となっており、29,966 千円は定期預金で運用している。</p> <p>この残高は香菱会会計で生じた余剰資金を繰入れたことによるもので、今後は臨時の多額な支出に使用する予定であるとのことであるが、今後の資金の使途について確認したところ明確に決まっているということではなかった。</p> <p>今後のために一定額を準備することは保護者の同意の下に認められうると考えるが、そうであればどの程度までが合理的であるか保護者に説明できるようにしておくべきである。中長期的な方針を明確にし、保護者に報告することが望ましい。</p>	同窓会の役員会で必要な残高の設定を検討し、総会に提案するとともに、PTA 総会で保護者へ報告していきたい。
11.-3)-① 個人所有のパソコン及び USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 202 ページ)	
第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、個人所有パソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきと考える	校務用パソコン及び校内LANの整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。
11.-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 203 ページ)	
第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきであり、ICT 支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とが雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成 25 年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていきたい。</p>
IX 佐賀県立神埼清明高等学校	

監査結果及び意見	措置の内容
3.-(1)-2)① 見積り合わせに参加する業者の選定手続きについて【監査意見】(報告書 208 ページ)	
<p>平成 23 年度に実施された見積り合わせによる随意契約取引において、見積り合わせに参加する業者の決定は、一定の参加基準を満たした県の取引業者一覧表のなかから担当者が数社を選定し、それらの業者から見積り書の提出を受けて取引業者を決定するが、一覧表のなかから抽出された業者の選定理由が示されていないものがあつた。実際には県の取引業者名簿から過去の実績や他課への問い合わせの回答等を参考にしながら決定しているが、業者選定の公正性を確保し選定過程の透明性を確保するために、見積り合わせ参加業者を選定した理由を文書にて残すべきであると考え。なお、平成 24 年度からは改善されている。</p> <p>また、起案書には参加業者名や見積り金額等が一覧できるように作成されてはいなかった。見積り合わせの手續の牽制や承認時の判断材料の提供などを考慮すると、見積り合わせに係る起案書の作成にあたっては、参加業者や見積金額等の一覧表を作成し添付することが望ましい。</p>	<p>見積り合わせによる随意契約に係る業者の選定理由の明示については、財務規則等に特段の定めがないことから記載は行なっていないため、特段問題ないとする。</p>
3.-(1)-2)② 随意契約による場合の根拠の明確な記載について【監査意見】(報告書 208 ページ)	
<p>契約締結の起案の際に、契約方法決定の理由として地方自治法施行令 167 条の 2 の根拠となる号数を記入するようになっているが、この記載が誤っているものが存在した。地方自治法では契約を締結する場合には、基本的には一般競争入札によることを原則としながら、一定の場合に随意契約等の手段によることのできる旨定めている。すなわち、随意契約による契約の締結を行う場合には、それが認められるケースに該当していなければならない、その根拠を明確にしておくことは非常に重要な事項である。</p> <p>随意契約に該当することについては問題はなく、単純な号数の数字の記入誤りであったが、重要な手續きの根拠となる部分の記載であることを強く意識すべきである。</p>	<p>今後は、根拠規程の条数・項数・号数について、誤りがないよう、適切な事務処理に努めていきたい。</p>
5.-2)① 備品の現品照合について【監査意見】(報告書 209 ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できた。しかし、使用されていない備品が見受けられた。備品の現品照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手續きの検討を行うことが望ましい。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているも</p>	<p>備品の現品照合時には、その存在の有無のみならず、使用状況や劣化度合い、今後の使用見込みを把握するように努め、処分や有効活用など適正な備品管理を行っていききたい。</p> <p>また、備品シールについても現品照合時にチェックし、判読の難しいものについては貼り替えていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容									
<p>のや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認しメモしておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>										
<p>6.-3)-① 農薬保管庫の施錠について【監査結果】(報告書 209 ページ)</p>										
<p>学校では、理科実験等で使用する薬品等のほかに、農業実習などにおいて農薬も使用している。農薬は倉庫内の保管庫に収納されているが、保管庫の鍵が壊れていて本来の施錠がなされず簡易な鍵による施錠がなされていた。倉庫のなかの比較的人が自由に入出入りできる場所にあり、早急に修理すべきである。</p>	<p>修理不能だったため、新規に鍵を購入し、施錠管理することとした。</p>									
<p>6.-3)-② 農薬の諸管理について【監査結果】(報告書 210 ページ)</p>										
<p>学校では、農薬の使用の都度生産実習管理システム（以下、管理システムという。）に残量を入力することにより、残量を管理している。農薬管理記録簿（以下、管理簿という。）は管理システムから出力される帳票であり、管理簿と現品の数量は一致していなければならない。</p> <p>農薬の数量を数点確認したところ、以下の不一致が生じていた。</p> <table border="1" data-bbox="159 1209 766 1344"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>管理簿日付及び数量</th> <th>確認日及び数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダニカット</td> <td>H24. 4. 1 440g</td> <td>H24. 11. 15 250g</td> </tr> <tr> <td>トレボン</td> <td>H24. 10. 9 1220ml</td> <td>H24. 11. 15 1, 080ml</td> </tr> </tbody> </table> <p>この不一致は単純な管理システムへの入力間違いや入力漏れではないかとのことであり、ダニカットは、監査日現在で使用期限を過ぎていた。今後はこのような不一致等が生じないような管理を行うことが望まれる。</p> <p>農薬を使用するのは朝が多く、管理システムへの入力は農業実習等の終了後になることが多いため、農薬の検量から管理システムへの入力までに時間が空いてしまうことや、検量を行う場所と管理システムの端末コンピュータがある事務室が離れているということから、担当者が検量したその時に、その場所で、管理システムへの入力ができない状況になっている。担当者は農薬の使用の都度メモ等を作り、このメモ等によって管理システムに入力しているとのことだが、記録は残っていない。従って、現状では管理システムによる現物管理が十分に行われていると言える状態ではない。</p>	品目	管理簿日付及び数量	確認日及び数量	ダニカット	H24. 4. 1 440g	H24. 11. 15 250g	トレボン	H24. 10. 9 1220ml	H24. 11. 15 1, 080ml	<p>使用の都度、農薬残量と管理簿数量の突合していなかったのが原因であるが、今後は、保管庫に管理簿の補助簿を別途整備し、全農薬について、農薬残量と管理簿数量を突合し、適正な農薬管理に努めていきたい。</p>
品目	管理簿日付及び数量	確認日及び数量								
ダニカット	H24. 4. 1 440g	H24. 11. 15 250g								
トレボン	H24. 10. 9 1220ml	H24. 11. 15 1, 080ml								

監査結果及び意見	措置の内容
<p>保管庫に使用簿を置いておき、使用者、使用日、使用農薬名及び残量をその都度記録し、管理システムにはこの使用簿に基づいて入力するような方法を検討すべきである。</p> <p>また、管理システムの年度更新時には管理簿数量と現品の照合を実施しているとのことであったが、実施したことを確認できる書類は残っていない。いつ、だれが実施したのか、その結果過不足があったのか、なかったのか等に関する資料を残し、過不足が生じていたなら管理簿データを実際在高へ修正する等についても後日確認できる資料を残すことが望ましい。</p>	
6-3)-③ 農薬の保管状態について【監査意見】(報告書 210 ページ)	
<p>農薬の一部につき、保管庫に入りきらず通常のロッカーに収納されているものがあつた。施錠はなされていたが厳重な管理を行うべきである。</p>	<p>新規に保管庫を購入し、施錠管理することとした。</p>
6-3)-④ 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 210 ページ)	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。</p>
7-3)-① 蔵書点検及び除籍処理について【監査意見】(報告書 211 ページ)	
<p>2) 図書管理の状況に記載のとおり、前年度以前の図書の管理は十分とはいえない状況であった。当年度は適切に蔵書点検や除籍処理が実施されており、今後も継続的に実施すべきである。</p>	<p>平成24年度同様に、今後は年一回の蔵書点検を行い、併せて除籍処理も実施していきたい。</p>
7-3)-② 購入する図書の選定について【監査結果】(報告書 212 ページ)	
<p>平成24年度にマンガ本が購入されているが、マンガ本は学校図書館が購入する図書としては適切ではない。</p> <p>生徒を何とか活字へ誘導したかったため、マンガ本を10冊読めばマンガではない本を1冊読むという条件をつけて貸し出しているとのことである。今年度の貸出件数は10月時点で前年度1年間の2倍となっているが、学校図書館が県費でマンガ本を購入するということを安易に認めるべきではない。このような購入が継続すると、学校図書館全体の蔵書のバランスも崩れてしまう。</p> <p>マンガ本の購入は、司書が作成した購入リストにもリストアップされ図書係りの教員はこれを承認しているが、学校が県費を使って購入するにふさわしい図書かどうかにつき、もっと慎重な協議を行うべきである。</p>	<p>図書館で購入する図書については、原則として、公共図書館と学校図書館の設置目的の相違等にも配慮し、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養を育成する図書を中心に購入を進めている。</p> <p>漫画本の購入については、生徒の活字離れ対策や、図書館を利用する生徒数を増加させる目的で購入しており、他の公立高校と同じく一定の成果が上がっている。</p> <p>漫画本については、その内容を一般の図書と同様に内容をよく吟味し、蔵書のバランスも慎重に検討して購入していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
7.-3)-③ 紛失等した図書の処理について【監査意見】(報告書 212 ページ)	
<p>2) 図書管理の状況に記載のとおり、紛失等により未返却となった図書については生徒への請求を行っていない。図書を紛失等した場合の責任が生徒あることは当然のことであり、その図書が県費により購入されたものであることを考えると、当該図書につき本人に請求を行うことは当然であると考え。</p> <p>同様の場合に生徒への請求を行っている高校も多く、今後は図書を紛失等した生徒へ請求することを検討すべきである。</p>	<p>本校図書館の利用規定では、「資料の紛失、汚損等の場合は、現物または時価に相当する代金の弁償を求めるところもある」と明記されていることから、この規定に基づき適正に対応したい。また、保護者に対しては、PTA 総会等で生徒の図書館利用の啓発を行う際に、注意点として利用規定についても説明し保護者の理解も求めている。</p>
10.-(1)-3)-① 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】(報告書 216 ページ)	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が PTA 会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担すべきである。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
10.-(1)-3)-② 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 216 ページ)	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、神埼清明高校が後援会の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。したがって、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする。」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にし</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	ている。
10.(3)-3)① 進路指導助手の給料等【監査意見】(報告書 218 ページ)	
<p>進路指導助手の給与手当等が進路指導費会計から支出されている。</p> <p>神埼清明高校の進路指導助手の業務内容は佐賀農業高校の記載と概ね同様であり、業務内容を明確にするなどの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>進路指導助手の雇用については、県の嘱託職員に準じ業務内容を明確にしていきたい。</p>
11.-3)① PIN コード (パスワード) の管理【監査意見】(報告書 222 ページ)	
<p>「ハードロッキー」専用 USB キーの PIN コード (パスワード) は教職員が任意に決定・変更しているがこの PIN コード (パスワード) は情報管理担当に特に届出されていないため、ハードロッキー、パソコンを管理する管理簿に記載されていない。情報管理担当に届出するよう義務付け、全ての PIN コード (パスワード) を情報管理担当が把握しておく必要がある。加えて、教職員が任意に決定・変更できるため、容易に推測できるような生年月日などを使用しないように指導・監督する必要がある。</p>	<p>PIN コード (パスワード) については、全職員から聴取して管理簿を作成する。この際、容易に推測されるような PIN コード (パスワード) がある場合は変更させていきたい。</p>
11.-3)② 個人所有のパソコン及び USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 223 ページ)	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、個人所有パソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内 LAN の整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
11.-3)③ 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 223 ページ)	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、後援会等に雇用される進路指導助手については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きと個人情報の取扱に関する文書を取り交わすべきであり、ICT 支援員については、ハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>進路助手の雇用については、後援会長と被雇用者とが雇用契約書を交わし雇用しているが、その契約書には「職務上知り得た秘密を外部に漏らさないこと」及び「個人情報保護の規定」が盛り込まれていないため、後援会と協議し平成 25 年度の契約から整備することとしたい。</p> <p>また、ハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていきたい。</p>
X 佐賀県立盲学校	
5.-2)① 備品の現品照合について【監査意見】(報告書 229 ページ)	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果、全て照合できた。しかし、重要物品である人体模型は、管理簿には 3 体と記載されていたが実際は 4 体あった。この管理簿に掲載されていない 1 体は実際に使用されているが、管理シールも貼り付けてなく、以前に寄贈を受けたもの、ある</p>	<p>調査の結果人体模型については、S60.3.25 に県からの管理換えて受け入れ、その後更新のため、H12.3.21 に棄却の手続きを行ったものの廃棄せずにそのまま残ってしまった備品であった。</p> <p>摩耗老朽化はあるものの部分的な利用は可能なため、</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>いは過去に廃棄手続きはしたものの実際には残ってしまったものかもしれないとのことであった。この人体模型については、取得した経緯を調査するとともに、適切な物品管理を行うために、管理簿に受け入れる等の手続きが必要であると考えられる。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっているもの、剥がれかかっているものがあり、照合が難しいと思われるものがあった。これらについては現物照合時に記録しておき、忘れないうちに管理シートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>そのまま授業に使用していた。現在も状態はあまり変わらず、今後も活用が見込めるため、改めて備品としてH25.1.18に受け入れる手続きを終えたところである。</p> <p>また、現物照合を再度実施し、備品票の貼り替え等も行ったところである。</p> <p>今後は、更なる適正な備品管理に努めていきたい。</p>
<p>6.-3)-① 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】(報告書 229 ページ)</p>	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。</p>
<p>7.-3)-① 蔵書点検の実施について【監査意見】(報告書 230 ページ)</p>	
<p>本来は、年に1回は蔵書点検を行うべきであるが、現状では十分には行われていなかった。また、台帳は上記2) 図書管理の状況のとおりであるため、これと蔵書を照合しても十分な点検が行えるとは言えない。時間と人手が不足しているため一気に全部の蔵書の点検を行うことは無理だろうが、約 9,000 冊の蔵書があることを考えると、場所ごとに数回に分けて行ったり他の県立高校が使っている「探検隊」の導入などにより、蔵書点検を実施して図書を適切に管理できるように検討することが望ましい。</p>	<p>今後は、蔵書点検や除籍処理について、毎年度定期的の実施し、図書の適正管理に努めていきたい。</p> <p>なお、蔵書管理の必要性に鑑み管理ソフト「探検隊」を導入したところである。</p>
<p>10.-(1)-3)-① 教職員の教育研修費【監査意見】(報告書 233 ページ)</p>	
<p>教職員の研修を学校内で実施した際に招いた大学教授等の外部講師の謝金及び旅費交通費が、保護者の参加もあるということから当会計より支払われている。この教育研修に要する費用については、私費と県費の按分等を検討すべきである。</p>	<p>現在実施している PTA 主催の教職員研修は、公的な研修ではなく、保護者も参加できる校内での勉強会であり、PTA 費会計から支出することは特に問題ないと考えられる。</p> <p>なお、PTA 費会計については、保護者のみならず教職員も会費を負担しているところである。</p>
<p>10.-(1)-3)-② 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】(報告書 233 ページ)</p>	
<p>佐賀県高等学校長会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が P T A 費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導な</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	<p>どの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-③ 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】（報告書 234 ページ）</p>	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、盲学校がPTAの会計処理の代行（事務受託）を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする。」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
<p>10.-(2)-3)-① 派遣検討会の決定に関する書類の作成【監査意見】（報告書 235 ページ）</p>	
<p>「各種大会への児童生徒出場に際する派遣費補助について」によると、教育振興費会計の遠征補助費の支払いに当たって、申請者は文書で申請を行い、校長・教頭・事務長・生徒指導部主事・PTA 主任で構成される派遣検討会にてその可否を決定することになっている。</p> <p>これにつき派遣費補助申請書は提出されているが、派遣が決定された旨の書類が作成・保管されていない。派遣検討会で派遣が決定された旨を文書として残す必要がある。</p> <p>なお、派遣検討会が教職員で構成されていることや補助の条件や補助額の算定方法が上記要項にて明確になっていることから、派遣検討会という会議体での決定とせず、稟議により決定する方法でも良いのではないかとと思われる。</p>	<p>今後は、派遣が決定した旨の書類を残していきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
10.-(4)-3)-① PTA総会での決算報告について【監査意見】(報告書 236 ページ)	
<p>給食・寄宿舎食会計の平成 23 年度決算は PTA 総会にて報告されておらず、決算報告書の基礎となる月別の収支項目別明細は作成されているが、決算報告書そのものは作成されていない(なお、平成 22 年度決算は決算報告書が作成されており、PTA 総会にも報告されている。)</p> <p>報告されていない理由について確認したところ、給食・寄宿舎食の食材費にしか支出されていないことから報告の必要がないと判断したとの回答を得た。しかし、生徒や職員から徴収した資金の用途及び金額を報告することが PTA 総会での報告の目的であることから、PTA 総会にて報告すべきである。</p>	<p>今回の PTA 総会より、給食費・寄宿舎食会計の決算報告書を作成し報告していきたい。</p>
10.-(4)-3)-② 決算書の作成方法について【監査意見】(報告書 236 ページ)	
<p>平成 22 年度及び平成 23 年度の給食・寄宿舎食会計は、ともに収支差額ゼロとなっており、翌年度に繰越す資金の残高も記載されていないが、平成 23 年度の会計年度末の預金通帳の残高はゼロではなかった。</p> <p>収支差額がゼロとなることの原因は、①平成 24 年度の入出金額でも平成 23 年度に帰属する収入・支出は平成 23 年度分として処理していること、②収支差額がゼロとなるように、食材の購入額が生徒・職員からの徴収額及び佐賀県からの就学奨励費の総額となるように食材の品目・数量を決定していることにある。つまり、収支差額がゼロになるような購入等を行い、発生主義ベースで収支報告書を作成していることになる。</p> <p>PTA 費会計等他の会計ではいずれも現金主義会計による決算をしていることから、給食・寄宿舎食会計も現金主義会計による決算を行うことが望ましい。仮に発生主義会計を継続して採用するのであれば、貸借対照表か少なくとも財産目録を作成して決算報告をすることになる。</p>	<p>給食・寄宿舎食会計については、実績に基づき支払われる就学奨励費を財源の一部として充当する必要があることから、決算にあたっては出納閉鎖期間を必要とする。</p> <p>また、今後も現在の会計処理を継続していくこととしているが、年度内に購入した食材については全て年度内に使用してしまうことから特に財産目録として作成する項目はないと考える。</p>
10.-(5)-3)-① PTA 総会での決算報告について【監査意見】(報告書 237 ページ)	
<p>部活振興費積立金会計は PTA 総会にて報告されておらず、決算報告書の基礎となる出納帳は作成されているが、決算報告書そのものは作成されていない。給食・寄宿舎食会計と同様に決算報告書を作成し、PTA 総会にて報告すべきである。</p>	<p>今後は、決算報告書を作成し PTA 総会に報告していきたい。</p>
10.-(5)-3)-② 教育振興費会計への統合について【監査意見】(報告書 237 ページ)	
<p>部活振興費積立金会計の預金口座は、数年に 1 回支出のある九盲野球大会のために開設されており、教育振興費会計の下位に位置づけられる会計である。資金管理上支障がないようである。</p>	<p>私費の会計処理については、保護者会からの委任を受け行っている。統合については保護者会の判断であり、今回の監査意見の趣旨を保護者会に伝え検討を依頼して</p>

監査結果及び意見	措置の内容																
<p>れば、教育振興費会計への統合をすることも検討すべきである。具体的には、部活振興費積立金会計の預金口座を閉鎖して、残金は教育振興費会計の預金口座に入金し、九盲野球大会のための資金は教育振興費会計として管理する。この方が実務的に煩雑ではなく、決算の内容がわかりやすいように思われる。</p>	<p>いきたい。</p>																
<p>11.-3)-① 個人所有のパソコン及び USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 239 ページ)</p>																	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、個人所有パソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内 LAN の整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>																
<p>11.-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 240 ページ)</p>																	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しており、ICT 支援員についてはハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>ICT 支援員がハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていきたい。</p>																
<p>XI 佐賀県立大和特別支援学校</p>																	
<p>3-(1)-2)-① スクールバス運行業務委託について【監査意見】(報告書 245 ページ)</p>																	
<p>平成21 年度～平成23 年度までのスクールバス運行業務委託について検討した結果、予定価格とその算定方法、決定価格の推移は以下のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="140 1160 810 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定価格</td> <td>25,050</td> <td>28,000</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>算定方法</td> <td>前年価格(25,000円)×1.002(物価上昇率)</td> <td>前年単価に運輸局認可の小型車「時間制運賃」からの算定@を加味して計算した金額32,340円と平成21年度の参考見積価格28,000円を比較して、低い方28,000円</td> <td>参考見積価格 34,000円</td> </tr> <tr> <td>決定価格</td> <td>25,000</td> <td>28,000</td> <td>25,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>予定価格が年度を追うごとに高くなっているが、その算定方法も年度ごとに異なり、高くなる合理的な理由を確認することはできなかった。基本的な予定価格の算定方法を策定して、その方法を継続すること、予定価格が前年のそれとかい離する場合には、合理的な理由が提供されることが必要であると考え</p>		平成21年度	平成22年度	平成23年度	予定価格	25,050	28,000	34,000	算定方法	前年価格(25,000円)×1.002(物価上昇率)	前年単価に運輸局認可の小型車「時間制運賃」からの算定@を加味して計算した金額32,340円と平成21年度の参考見積価格28,000円を比較して、低い方28,000円	参考見積価格 34,000円	決定価格	25,000	28,000	25,800	<p>今後のスクールバス運行業務委託の予定価格算定については、国土交通省九州運輸局認可の「貸切バスの運賃計算表」を参考に作成することで客観性を持たせ、算定方法が年度ごとに異ならないようにしたい。</p>
	平成21年度	平成22年度	平成23年度														
予定価格	25,050	28,000	34,000														
算定方法	前年価格(25,000円)×1.002(物価上昇率)	前年単価に運輸局認可の小型車「時間制運賃」からの算定@を加味して計算した金額32,340円と平成21年度の参考見積価格28,000円を比較して、低い方28,000円	参考見積価格 34,000円														
決定価格	25,000	28,000	25,800														
<p>5.-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書 246 ページ)</p>																	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果全て照合できた。管理状態は大変良好であったが、使用されていない備品が見受けられた。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。</p>	<p>備品の現物照合時、使用状況も併せて調査する。その際、損傷が大きく今後の使用見込みがないものについては廃棄処分を行う。</p> <p>また、備品シールについても貼付を確認するとともに、記載内容が不明なものについては貼り替えることとした</p>																

監査結果及び意見	措置の内容
<p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認しメモしておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>い。</p>
<p>7.-3)-① 蔵書点検の実施について【監査意見】（報告書 247 ページ）</p>	
<p>探検隊に登録している書籍については年 2 回の蔵書点検を行っているが、探検隊導入以前の図書については管理台帳はあるものの、どの程度が存在するのかにつき一部確認未了となっている部分がある。一気に全部の蔵書の点検を行うことは無理だろうが、場所ごとに数回に分けて行うなどにより、現品の照合の実施を検討することが望ましい。</p>	<p>探検隊未登録の書籍については、探検隊への登録を行うか、又は新たに台帳を作成するか検討し、図書の適正管理に努めていきたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-① 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】（報告書 250 ページ）</p>	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費が PTA 費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長協会の決算書には、会費収入と総会など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧の説明することとしたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-② 後援会会計の預金通帳名義【監査意見】（報告書 250 ページ）</p>	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、大和特別支援学校が PTA の会計処理の代行（事務受託）を行っており、通</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
<p>10.-(3)-3-① 徴収する会費の検討について【監査意見】(報告書 251 ページ)</p>	
<p>学年費・個人費会計では、年度の収支差額は卒業時まで繰越して余剰金は保護者に通知をして返金することになっている。手続き自体は問題ないが、平成 23 年度高等部における返金金額が一人当たり 3 万円程度となっており、毎月の徴収金額である 2,200 円に対して比較的大きな金額となっている。</p> <p>毎月の保護者の経済的負担金や学校での資金管理を考えると不必要な金額を徴収する意義は見出せず、会費改定の可否について検討する必要があると考える。</p>	<p>学年費・個人費の徴収額については、毎月徴収する金額を減額し、学年末及び卒業時の返金が多額にならないようにする。</p> <p>会費改定は、保護者に連絡した上、25年度の徴収分から実施することとしたい。</p>
<p>11.-3)-① 個人所有のパソコン及び USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 254 ページ)</p>	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、個人所有パソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内 LAN の整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
<p>11.-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 254 ページ)</p>	
<p>第 3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、ICT 支援員についてはハードロックキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>ICT 支援員がハードロックキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていききたい。</p>
<p>XII 佐賀県立唐津特別支援学校</p>	
<p>5.-2)-① 備品の現物照合について【監査意見】(報告書 259 ページ)</p>	
<p>備品出納・管理簿から任意に抽出した物品と現物を照合した結果全て照合できたが、使用されていない備品が見受けられた。備品の現物照合時には備品の実在性を確かめるとともに今後の使用見込みを検討し、廃棄処分や有効利用の手続きの検討を行うことが望ましい。</p> <p>また、備品の管理シールが見えにくい場所に貼られているものや記載内容が消えかかっていたり剥がれかかっていたりするものがあり、照合が難しいものも存在した。現物照合時には、このような状態になっているものについても確認しメモしておき、忘れないうちにラベルシートの貼り替えを行っておくべきである。</p>	<p>備品の現物照合時には、その存在の有無のみならず、使用状況や劣化度合い、今後の使用見込みを把握するように努め、処分や有効活用など適正な備品管理を行っていききたい。</p> <p>また、備品シールについても現物照合時にチェックし、判読の難しいものについては貼り替えていききたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
6.-3)-① 薬品の数量と管理簿の定期的な照合について【監査意見】（報告書 259 ページ）	
<p>理科主任によれば、薬品の数量と管理簿の照合は2～3年に1回程度しか実施していないとのことであった。薬品等の種類、数量ともに少なく、薬品等を保管するリスクも小さいと考えられるが、劇薬もあるので年に2回は薬品の数量と管理簿の照合を実施すべきである。</p>	<p>今年度は3月に確認作業を行うとともに、今後は、年2回の数量と管理簿照合を実施し、適正な薬品管理に努めていきたい。</p>
6.-3)-② 農薬の処分について【監査意見】（報告書 260 ページ）	
<p>薬品等の管理状況に記載のとおり、唐津特別支援学校は農薬を所有、保管しているものの使用していない。今後も使う予定はないとのことであるので、農薬を使うであろう近隣の農業高校等へ渡すなどして、現実的な有効利用を検討することが望ましい。</p>	<p>県内の農業高校へ照会をしたが、薬品の使用期限切れがほとんどであり、不要との回答であった。</p> <p>25年度中に使用期限切れの薬品はすべて処分することとしたい。</p>
6.-3)-③ 学校薬剤師による指導と安全点検の利用について【監査意見】（報告書 260 ページ）	
<p>第3 全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、薬品等の管理を行うにあたり、学校薬剤師による指導と安全点検の利用を検討すべきである。</p>	<p>薬品等の安全管理については、理科教諭の専門性を補完するためにも、薬品が体に及ぼす影響を熟知している学校薬剤師による包括的な指導助言をお願いしていきたい。</p>
7.-3)-① 蔵書点検の実施について【監査意見】（報告書 260 ページ）	
<p>時間と人手が不足しているため平成23年度以降は蔵書点検が実施されていない。一気に全部の蔵書の点検を行うことは無理だろうが、場所ごとに数回に分けて行うなどにより、現品の照合の実施を検討することが望ましい。</p>	<p>今後は、蔵書点検を図書の担当を中心に毎年度定期的にも実施し、図書の適正管理に努めていきたい。</p>
10.-(1)-3)-① 佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費【監査意見】（報告書 263 ページ）	
<p>佐賀県高等学校長協会及び佐賀県高等学校教育研究会の会費がPTA費会計から支出されている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、校長会や教育研究会の会費は私費ではなく県費で負担することが望ましい。</p>	<p>校長協会は、公私立高校、特別支援学校及び県立中学の校長を会員とし、学校教育の改善進歩を図ることを目的としている。</p> <p>校長協会の主な事業は、学校教育に関する調査研究で、各校長は、大学入試、教育課程、就職対策、生徒指導などの全国の各種研究協議会に参加し、その成果を学校現場や生徒自身にフィードバックしている。</p> <p>また、校長協会は部会を設置し、各種の調査研究を行っており、例えば進路指導部会においては、県内の高校生を対象に実施する県下一斉就職模擬試験の問題作成を行い、生徒が就職活動をする上での判断材料の一つに役立っている。</p> <p>このように、校長協会の事業の成果は生徒に還元されるものであるが、校長会の決算書には、会費収入と総会</p>

監査結果及び意見	措置の内容
	<p>など一部の事業に係る支出額しか記載されていない。しかし、校長協会は、上記のような事業を行っており、その大半の費用は公費で負担しているのが実態であることから、今後は全ての収入・支出がわかる予算・決算書を作成するよう校長協会に依頼し、保護者に丁寧に説明することとしたい。</p>
<p>10.-(1)-3)-② PTA 費会計の預金通帳名義【監査意見】(報告書 263 ページ)</p>	
<p>教育後援団体の活動を円滑に運営するために、唐津特別支援学校が PTA の会計処理の代行(事務受託)を行っており、通帳は校長名義となっている。</p> <p>佐賀北高校の報告書に記載のとおり、教育後援団体の通帳名義は校長の方が現実的と考えられるため、保護者納付金等取扱マニュアルの規定を変更することが望ましい。</p>	<p>後援会は県とは別の団体であり、県が後援会に「通帳名義を校長にするように」と指示することはできないと考えている。このため、マニュアルでは「…通帳の名義は、校長ではなく、各団体の規程に基づく名義人とする」と記載している。</p> <p>なお、後援会の判断で、校長に通帳名義人となることを依頼することは可能であることから、校長の名義にしている。</p>
<p>11.-3)-① 個人所有のパソコン及び USB メモリの使用禁止について【監査意見】(報告書 265 ページ)</p>	
<p>全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、個人所有パソコン及び USB メモリの使用を禁止すべきと考える。</p>	<p>校務用パソコン及び校内 LAN の整備が進んできたことから、個人所有のパソコン及び記憶媒体の使用の必要性は薄れてきた。今後は、個人所有のパソコン及び記録媒体の使用を廃止することとしたい。</p>
<p>11.-3)-② 佐賀県教職員以外の者に対する生徒の個人情報の管理について【監査意見】(報告書 266 ページ)</p>	
<p>全体に共通する監査結果及び意見にて記載しているとおり、ICT 支援員についてはハードロッキーとパソコンの使用に関する承認手続きを実施すべきである。</p>	<p>ICT 支援員がハードロッキーとパソコンを使用する場合は、学校からの使用承認の手続きを行っていききたい。</p>